

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月15日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長
市 立 大 学 局 長 水 間 剛 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 松 田 慎 司 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

1. 出席議員(18名)

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 倉 澤 宏 議員

6番 今 村 芳 彦 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

市民サービス向上のためのデジタル技術普及に向けて外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、順次質問いたします。

大項目1、市民サービス向上に向けたデジタル技術の普及についてお伺いいたします。昨今のコロナ禍において各種デジタル技術の普及は一層進み、もはやデジタル技術は生活必需品として我々の生活が成り立っていることは周知の事実であります。名寄市の行政サービスにおいても、電子マネー決済での各種税金等の納付やインターネットからのワクチン接種予約が行われている状況であり、本年4月、第2回臨時会における加藤市長の所信表明では、デジタル技術を用いた行政手続のオンライン化や業務の効率化、高齢者等への支援を行うと述べたことも踏まえ、今後さらなるデジタル技術の普及に伴う市民サービスの向上に向けた取組について、各世代を念頭に小項目3点お伺いいたします。

小項目1、子供向けデジタル技術の普及への取組について。現在の子供たちは、生まれながらにしてデジタル技術、デジタル機器に囲まれた世代

であります。デジタルネイティブ世代とも言われており、日常生活はもちろん、学校教育の現場でも情報化社会に対応したスマートフォンやSNSでの学習やGIGAスクール構想におけるタブレット端末の活用など、従来には見られなかった学習スタイルに大きく変化しつつあります。

そこで3点、現在の学校現場でのスマホ、SNSに接する取組をお知らせください。

また、タブレット端末を利用した学習の効果、メリット、デメリットがあればお知らせください。

そして、我々世代では経験がありません。プログラミング教育の現状についてお知らせください。

小項目2つ目、働く世代への取組はについてお伺いいたします。働く世代あるいは子育て世代として本市経済の中核を担う世代は、当然ながらスマートフォンの利用に慣れ親しんでおり、最も身近な存在としてデジタル技術に接しているところでもあります。しかしながら、本市役所の行政サービスは、窓口での受付を基本としており、同様の世代の方が時間を割いて市役所へ出向くことが難しいという状況は、従来からの課題でもありました。その課題解決として、デジタル技術を応用した行政サービスの展開は非常に有効であると考えております。今後の情報発信や行政サービスの在り方について、現在のお考えをお伺いいたします。

小項目3、デジタルに疎い方も少なくない高齢者の世代としてもデジタル技術を基本とした改革が進んでおります。本市が誇る施策でもある医療介護連携ICTネットワーク事業がその代表例と捉えております。今後もマイナンバーカードの所有者が増加する、あるいは所持する世代が高齢化することでの所持率は向上していくと考えておりますが、高齢者向けの行政サービスやマイナンバーカードの有効活用に向けたサービス展開を御検討されているのか、お考えをお伺いいたします。

続いて、大項目2つ目、地域産業の活性化に向けたデジタル技術の普及についてお伺いいたします。名寄市は、農業が基幹産業であり、その背景

には肥沃な農地と豊富な水量という天然の基盤に由来をしておりますが、事デジタル産業の場合、必要なのは住環境と電力、通信といった外的要因であり、自然環境に左右されづらい基盤さえあれば完結が可能な産業であると認識をしております。本市においても、発電所の構想や自然災害の少なさ、恵まれた自然環境といったポテンシャルを持っていると考えており、十分にデジタル産業を興す土壌はできつつあると捉えられることから、本市におけるデジタル技術を産業として発展が可能でないかとの考えからお伺いいたします。

小項目の1、市内のデジタル産業の状況についてお伺いいたします。一口にデジタル産業と申し上げても裾野が非常に広く、分類も難しいことであろうかと思いますが、主にソフトウェアの開発や運営を主体とする事業者がそもそも名寄市におられるのかどうか。現在の市内業者の事業として取組があるのか、把握されている部分がありましたらお知らせをください。

小項目2つ目、将来のデジタル産業推進へ向けた取組について、さきも述べましたように、デジタル産業を推進するに当たり、多くの資本投資が必要な事業ではありません。商品に物理的な側面を伴わない以上、在庫も流通を必要とせず、かつ大量生産に伴うコストも少額で済むこととなります。しかし、そのコンテンツの保守管理には中長期的なメンテナンスが必要となることから、産業振興誘致策を展開する必要があると考えておりますが、現在のお考えをお伺いいたします。

以上、大項目2点にわたり、デジタル技術は日進月歩の世界にある中、名寄市が情報化社会の波に取り残されることなくチャンスをつかみ取れるような将来を構築するべきとの考えからお伺いをするものであり、前向きなやり取りができるよう期待を申し上げて、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) おはようございます。

今村議員からは、大項目で2点の御質問をいただきました。大項目1の小項目1は私から、大項目1の小項目2と小項目3は総務部長から、大項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、市民サービス向上のためのデジタル技術普及に向けて、小項目1、子供向けデジタル技術の普及への取組についてお答えいたします。

まず、現在の学校現場でのスマホ、SNSへ接する取組についてであります。児童生徒がスマートフォンを学校に持参することを禁止しておりますので、学校においてはスマートフォンを使用している教育活動は行われておりません。

SNSへ接する取組では、1人1台端末を活用した授業において、教員が選んだユーチューブ動画を教員の指導の下、視聴を行うこともあります。しかしながら、小中学生は各家庭でスマートフォンの使用やSNSを活用する機会が増えていることから、各学校においては児童生徒の発達の段階や実態を踏まえ、各教科や道徳、総合的な学習の時間や特別活動等で情報モラルの指導を行っており、例えば小学校では学級活動の時間に子供たちがネットトラブル等の危険について考え、話し合う活動を行ったり、中学校では技術家庭科の技術分野において著作権の問題や発信者としての責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導を行っております。教育委員会といたしましては、今日の急速なデジタル技術や情報化社会の進展の中で児童生徒に関わるネットトラブルは大変身近な問題になっていることを十分に理解し、安全に安心してインターネットを利用できるよう、各学校における情報モラル教育を一層推進してまいります。

次に、タブレット端末を利用した学習の効果やメリット、デメリットについてお答えいたします。初めに、タブレット端末を活用した学習効果やメリットとして、児童生徒の主体的な学びをサポー

トするという点では、子供が文字情報では伝わりにくいものを動画や画像などにより視覚や聴覚に訴え、学習内容に対して興味、関心を高めることができること、同じ問題を繰り返し解くことができ、苦手分野の克服にもつながること、挙手をして発言しながら子供の意見を反映できたり共同作業場面では参加しやすくなること、共有画面により解いた問題の正誤がすぐに確認できるなど学習結果を管理しやすいこと、時間や空間にとらわれず、様々な人とつながることができることなどが上げられます。

一方、デメリットとしては、インターネットを使って何でもすぐに調べてしまうことができるようになるため、正誤に関係なく一部の情報にとらわれてしまう場合があること、バッテリー切れ、圏外、故障によりタブレット自体が使えなくなる場合があること、目の疲労や姿勢の悪化など、健康面への影響する場合があることなどが上げられます。

今後は、授業の中でより一層ICT機器を活用する機会は増えていくと思いますが、教育委員会といたしましては未来を担う本市の子供たちのために長時間使用しないなど、児童生徒の健康面への配慮も行い、ICTを活用する場面と活用しない場面を効果的に組み合わせることで学び方の可能性を広げていくとともに、ICT機器が鉛筆やノートなどの文房具と同じように身近なツールとして日常的に目的に合わせて自ら選択し、効果的に使用できるよう、ICT環境の整備や学校への支援を進めてまいります。

次に、プログラミング教育の現状についてお答えいたします。コンピューターを理解し、上手に活用していく力を身につけることは、これからの社会を生きていく子供たちにとって将来どのような職業に就くとしても極めて重要なこととなっていることから、国では平成29年から31年度にかけて改定された学習指導要領において、小中高校を通じてプログラミング教育を充実することと

し、令和2年度より小学校においてもプログラミング教育が導入されました。

小学校においては、各教科等の特質に応じて児童がコンピューターで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施することとしております。例えば5年生の算数では正多角形の作図や、6年生の理科では電気の性質や働きでプログラミング学習を行っております。

また、中学校ではプログラミングに関する内容を充実させ、技術家庭科において生活や社会の問題を計測、制御のプログラミングや、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する学習を行っております。

プログラミング教育がスタートした当初は、プログラミング教育の指導に戸惑う教員も見受けられましたが、名寄市教育改善プロジェクト委員会による研修会の実施やICT支援員などの支援により、現在は大きな問題もなく授業が行われております。児童生徒についても、実際に自分がプログラミングしたものが動いたり反応したりすることで学習に対する興味、関心が高まり探究心も生まれ、楽しく学習を進めることができっております。

教育委員会といたしましては、今後とも名寄市教育改善プロジェクト委員会と連携を図り、教員がプログラミング学習の指導方法や指導内容についてより一層深めていくとともに、児童生徒にとってこれまで以上に分かりやすく、親しみやすい授業ができるよう、必要な支援をしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目1の小項目2及び小項目3についてお答えいたします。

初めに、小項目2、働く世代への取組はについ

て申し上げます。働く世代あるいは子育て世代の皆さんは、スマートフォンなどのデジタル機器の利用に慣れ親しんでいる世代であるとともに、仕事やプライベートも含めて多忙な世代であると認識しています。このため、各種証明書の発行など対面を必要としない行政サービスを市役所に出向くことなく、デジタルの活用によりオンラインで受けることが可能となった場合、最も有効活用いただける世代であるものと考えております。

これからの行政サービスは、窓口については現状どおり開設する一方で、マイナンバーカードを活用したオンラインで完結する手続が主流になるものと想定されますし、その他証明書などのコンビニ交付や公共施設のオンライン予約、スマホ決済なども急速に整備されるものと考えております。市としましては、働く世代や子育て世代を含め、市民の皆さんの多様なニーズに応えられるよう、デジタル技術やデータの利活用、システム基盤の構築を進めるとともに、広報などにより情報の発信に努めながら、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化の理念にのっとり、事業を展開してまいります。

次に、小項目3、高齢者向けへの取組はについて申し上げます。国は、デジタル技術を活用して情報ネットワークや基盤の構築、様々なサービスの提供を図ることとしており、そのサービスを利用する指標の一つとしてマイナンバーカードの普及啓発を強力に推進しています。現在のマイナンバーカードは、身分証明としての本人確認のほか、確定申告や特別定額給付金のようなプッシュ型の行政サービスなどで活用されていますが、将来的には保険証や運転免許証での活用のほか、デジタル基盤を構築することで窓口を訪れることなく必要な手続をオンラインにより可能にするなど、今後のデジタル社会の重要なツールになるものと考えております。

お尋ねの高齢者向けの取組についてですが、まずはマイナンバーカードを所有していただくこと

とデジタルに慣れていただくこと、これが当面の課題と認識しており、臨時窓口開設などのマイナンバーカードやマイナポイントの申請支援及び高齢者向けスマホ教室を開催しているところでございます。これらを実施し、デジタルへの啓発を進めながら今後のマイナンバーカードの活用施策として介護保険や介護予防に係る申請手続における行政手続のオンライン化、各種証明書のコンビニ交付、公共施設のオンライン予約、地域通貨での活用、公共交通利用時における市民割引などについて協議を進めることとしております。

マイナンバーカードを活用した施策については、全国の自治体で取組を進めているところであり、本市としましてもそれらの事例を参考にして有利な特定財源を活用しながら取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 私から大項目の2、地域産業の活性化のためのデジタル技術の普及に向けてについてお答えいたします。

まず、小項目の1、市内デジタル産業の状況はについてですが、デジタル産業という用語については、経済産業省の2つの研究会において異なる考え方が示されており、半導体・デジタル産業戦略検討会議では、クラウド事業者やプラットフォーム事業者等をデジタル産業と捉える一方で、デジタル産業への変革に向けた研究会では、主としてソフトウェアによってデジタル化した価値創出のための事業能力を通じ、他者、顧客とつながることでエコシステムを形成している全ての企業を含めた広がりデジタル産業としております。

本市は、データ処理の多い大都市圏から遠く、基盤となる光ファイバー通信網などの基盤インフラの整備が遅かったこともあり、ソフトウェア開発や情報処理提供サービスなどのクラウド事業者やプラットフォーム事業者等の集積は図られていない状況です。

一方で、事務機器の小売事業者が企業内ネットワークの構築やソフトウェアの販売により地元企業のデジタル化を推進しているほか、企業のホームページ作成を請け負う新聞社や印刷会社の例が見られるところです。

また、クラウドやプラットフォームをユーザーとして活用する様々な事業は、議員おっしゃるとおり多くの資本投入を必要としないことから、そうした事業を行う個人や団体は市として把握しておりませんが、少なくないものと推測しております。

昨年度実施した感染症対策IT化支援事業補助金では、無人受付キャッシュレス決済システム、飲食店での端末からの注文システム、不動産賃貸業のECサイトの導入について、地元企業がソフトウェアとともにIT機器を納入した実績がございます。

また、携帯電話端末のアプリを活用した簡易なプラットフォームサービスを提供した例として、今年3月に行われた全日本スノーボード選手権大会において、地元企業の経営者が中心となった団体が参加者や大会関係者に市内の飲食店や土産店を試験的にラインボットにより紹介し、大会誘致の経済効果を高める取組を行っています。

次に、小項目の2、将来のデジタル産業推進へ向けた取組についてお答えいたします。デジタル産業の推進に当たり、クラウド事業者やプラットフォーム事業者等、いわゆるベンダー企業の誘致については、現段階では電力のバックアップや高速通信回線の複線化などのインフラが整備されていないものの、本市は災害が少なく、王子マテリア名寄工場敷地の利活用において木質バイオマス発電が計画され、市としてデータセンターの誘致を目指していることなどから将来的には有望と考えており、本市がデジタル産業の適地になる可能性を見据え、企業立地促進条例やその特例条例においても情報通信業を対象業種として支援の体制を整えているところです。

一方で、クラウドやプラットフォームのユーザー企業については、多くの資本投入を必要としない場合、企業立地促進条例の対象にはならないものの、中小企業振興条例に基づく支援メニューのうちトライアル企業支援事業は本市の魅力を感じ、新たなビジネスを検討いただくために、お試してテレワークなどを行う市外企業に対し、オフィスの家賃や旅費の一部を補助するもので、本市で実施するインセンティブになるものと考えています。

また、それら事業の保守管理に関わる事業者の誘致につきましては、企業立地促進条例やトライアル企業支援事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それぞれお答えをいただきました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、今回世代ごとということでありましたが、これ私の家族がちょうど下が小学生から上が90歳のばあちゃんまでということで、非常に理解がしやすい家族構成ということで、それぞれの世代が今どんな状況なのかというのも踏まえてのお話をしたかったなというところからこういう構成をさせていただきました。

まず、学校現場でスマホは今持込みを禁止しているという状況であると。今タブレットを持っていて、親とのやり取りというのがタブレットでは今できない状況でありますけれども、従来から親の送迎の時間等々連絡をするのに一部学校の許可を取ってということ子供に持たせているという状況というのは、これは把握をされているかなというように思っております。昔は携帯電話でしたが、今はもうスマートフォンということで、タブレットと同じ性能の機械が家にもあり、学校にもありという、本当にデジタルに囲まれた中でずっと、うちの娘もデジタル漬けの生活を送ってしまっていて、本当に申し訳ないのですけれども、家に帰

ってきたらユーチューブをずっと見ているような、なかなか勉強しているのか、おまえ大丈夫かというような、そういう子供になってしまっていますけれども、学校現場で今ユーチューブ動画を使って指導している。そのモラルの指導というのは、道徳の授業とかでやっているということでありませう。これは、ぜひどんどん進めていっていただきたいと思ひます。

私が懸念をしているのが、やはり子供たち、スマートフォン持っています。そして、ラインですね、ああいうツールを使って学校の同級生の中でグループをつくって、携帯電話の中で完結するようなお話をしたりと、そういう状況もあります。やはり心配しているのが、その中でいじめですとか課題というのが出てくるのではないかなと感じております。その辺の状況の把握ですとか対応というのはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 議員おっしゃられるように、児童生徒におきましては大半の方が今スマホを持たれているものではないかというふうに感じているところでございまして、先ほどの答弁にもありましたとおり、情報モラルに関する指導につきましては、やはり学校の中でも総合的な学習の時間ですとかでネットワーク上のルールとかマナーをしっかり守ることについて考えさせる授業を行ったり、先ほどのとおり道徳の時間では誹謗中傷やいじめ、犯罪ですね、こういったところに関して考えさせる授業というところも、学習というところも行っているところでございます。

あわせて、保護者に対しましても、やっぱりICT機器の利用ですとか個人情報の扱い等について御家庭の中でルールを決めていただくようお願いをしたり、参観日ですとか懇談を通じて継続的にお願いをしていく必要があるというふうにご考慮しております、これについてはいろいろと学校通信とかでもお願いさせていただいているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 対策、ぜひ行っていただきたいと思ひます。

その側面としまして、やはり有効活用できるツールでもあると思ひます。プログラミング授業の中の中学校でネットで双方向通信を可能とした技術を使うと。これ、平たく言ってしまうたら、お互いが通信可能なアプリを作っているという認識になります。ぜひそういう技術、子供たちの中でも分かっていると思ひますから、例えばですけれども、学校関係の悩み事等ありましたら、すぐそこで相談できるようなアプリを作る、あるいはそのツールを利用していくという、そういう子供たちの困り事に対して、いかにこのデジタルツールをうまく使って対応していくかというのが今後やはり必要になってくると思ひますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) なかなか名寄市独自でというのが、ここはまだそこまでの段階には至っていないですけれども、北海道教育委員会のほうではおなやみポストというところで、そういった悩みや何かあればこのポストに書き込みしてくださいというところで周知を図っておりまして、これについて子供たちも十分認識していただいて、何かあれば書き込みいただいているものかなとご考慮しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) なかなか北海道の窓口に直接子供が投稿するって、やっぱりハードルの高い部分もあります。先生方には負担になるような気もしますが、やっぱり学校の担任の先生というのは子供たちにとって一番身近にいる大人の方だと思ひます。親よりも日中接している時間長い方もいらっしゃると思ひます。やはり先生方がしっかりとモラルを持って子供たちと向き合ってくださいというのが、これは最重要なところ

でありますけれども、やっぱり今インターネットという、なかなか物理的に表面に目に見えてこないところというのがこれからかなり懸念をされるというところ、そしてまた期待を込めて、もっともっといい意味で有効活用してほしいというところもありますので、学校現場でのモラル教育等々、これはまた指導をぜひ続けていただきたいというように思います。

また、タブレット端末を利用した学習ということで、コロナウイルスの感染が広まった直後だと思えます。学校閉鎖をしてしまって、その代替授業としてタブレットを家に持ち帰って授業をしてはどうかというお話があったかに思います。たしか私の記憶では、あの当時持ち帰っての学習ができなかったのではないかなと思えますが、現状コロナウイルスで学校に通うことができない状況になった場合に、やっぱりタブレットを使った学習、実際の学習だけではなく、みんな元気ですかとか、先生方からの声かけというのがやはり有効かと思えますが、その点現状どうなっておりますか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 1人1台端末の持ち帰りについての御質問かなというふうに思っています。

確かに持ち帰ることになればいいなというふうには思うのですけれども、なかなか持ち帰らせればよいというわけでもないので、端末に触れることで学んだりすることも多いというふうには思いますけれども、学校から持ち帰るということになりますので、これはやっぱり教育上のツールとして持ち帰るということになるかなと思っています。持ち帰り、どのような学習に活用するのか、どう活用していくのかというところ、またセキュリティーは大丈夫かだとか多くの課題があって、今引き続き、かなり時間かかってしまっていますけれども、継続して検討はさせていただいているところでございます。

次年度には、ここの持ち帰りをすることを前提

とした中身について、特に本年度の後半からプロジェクト委員会でしっかりと検討していきたいというふうにお願ひもしておりますし、プロジェクト委員会のほうでもそのような話をさせていただいておりますので、もう少々お待ちいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） もう少々ということなので、ぜひ期待をさせていただきたいというふうに思っております。

デメリットの部分でお話がありました。何でもすぐに調べてしまうと。言ってしまうと、すぐググってしまうということ、私もそういう状況によくあります。最近タブレットやパソコンを使うと、漢字を書けなくなるという状況、皆さん記憶にないでしょうか。あの字どうだったかなと、しばらく考えて、結局何かで変換して、ああ、こうだった、こうだったという状況、非常に多くあって、便利になった一面、やっぱり不便になってしまうといいましようか、支障が出てしまうということもあろうかと思えます。漢字程度ならいいかもしれませんが、正しい情報なのか誤った情報なのかというところの判断が難しいというところは多々あると思えます。特に今ユーチューブという動画は、発信者が好きなように作ることができるということで、実際にどういう正確な情報があるのかなのかというのは、なかなか判断が難しいところだと思います。

学校の授業の中でもユーチューブ動画を使っているというところのお話もありました。そのユーチューブ動画をどういう動画で勉強されているのかとか一定の基準で選んでいると思うのですけれども、そういう選考の過程といいましようか、どういう動画が適しているのかという判断を誰がされているのかというところをもう一度お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほど学校の授業の

中でユーチューブを活用した授業を行わせていただいているというふうにお答えさせていただいておりますけれども、ここは基準というよりも、やはりそれぞれ授業を行う教員の皆様方が、もちろん先生ですので、これは授業に適切な動画であるということの判断、しっかりと判断してもらって授業の中で活用していただいているということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。

先ほど申し上げましたけれども、私の子供もユーチューブ、家に帰ってきてから見ている。やっぱり見るなら勉強してほしいなというところから、どうせ見るのだったら、例えば学校の先生方が推奨している動画はこれですよみたいな、リストではないでしょうけれども、そういうのがあれば、私も子供に堂々と見せてあげれると言ったらちょっと語弊が出るかもしれませんが、家庭の中でも有効活用できるのではないかと思います。その辺が進めていただければありがたいなと、これはお願いさせてもらおうかなと思っております。

続いて、プログラミング教育の現状ということで、私も正直経験がない状況です。コンピューターを、プログラムを勉強するという側面だけではなく、こういう仕組みでコンピューターが動いているから、うまく使ってくださいよというのが最終目標であるというような認識をさせていただきました。

現状、パソコンが社会に流通ってきて、パソコン使える人材が非常にありがたい人材と言われていた頃に今とても近い状況がこれから起きつつあるのかなと思っています。特にタブレット関係、アプリの開発関係といったら、そういう人材というのは非常に大切にされてきますし、手に職がついてくるということも考えられます。

今回プログラミング教育には関係ないのですが、新設される高校の情報技術を学ぶ科が設定されるというところに進学を希望する中学生が、

進路指導の先生方がどうしてもまだ何かあるか分からないということで、なかなか強く推すことが難しいという状況があるように聞いております。せっかくできる学校にこういう情報技術を学べるというところ、私はこれ全然推進してもいいと思っておりますけれども、なかなかそういう状況にないというのは、プログラミング教育も含めて、まだまだ親の世代も含めて浸透がしていないといましようか、周知の部分が足りていない。これがどうやって有効的に使っていくのかというところがもうちょっとあってもいいのかなと思います。その辺、現在どうお考えなのかお知らせをいただいてもよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 小中学校で学んでいるプログラミング教育につきましては、いわゆるプログラム言語だとかプログラムの技能を学ぶものではなくて、プログラミング的な思考、先ほど答弁させてもらいましたけれども、論理的思考を養っていく、学んでいくというところがまず大前提でありますので、要は簡単に言うと一つ一つの動きに対する記号を、こういうふうにしたらこうして動くのだよという論理的な考え方をまず学んでいこうということが大事で、そこからそういったことを学んだことによって日常的にも論理的な思考を基に上手にICTを使って生活していく。これからの未来の子供たちは、ICT機器を使った生活というのが当たり前の世界になってきますので、それを上手に活用していくために、そのステップとしてプログラミング教育ができていくのかなというふうに思っています。

それが段階によってやっぱり異なってきますので、小学校から中学校、そして高校となるわけですが、高校となってくるとかなり専門的な分野にも到達するのかなというふうには思っています。高校の部門については、私どもでなかなかお答えすることはできませんけれども、先般名寄高校でもAIを使った公開授業が行われて、私も

少し見させてもらいましたけれども、非常に楽しく授業を行っていただいて、授業のほうは展開されていたかなというふうに思っています。それは普通科だったのですけれども、今度情報技術科というのができますので、当然さらに一歩進んだものが授業されるのではないかと考えておりますけれども、私どもも具体的にどのようなカリキュラムで行われるかというのは、当然道教委の範囲になってきますし、その辺については徐々にこれから分かってくると思っていますので、進んで分かり得る情報についてはこれまで同様皆様方に周知したいなというふうに思っておりますけれども、いかにせん今の状況では、高校のことについてはお答えすることはなかなか難しいかなというふうに思っております。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そのとおりと言ってしあったらあれかもしれませんが、こういった小学校、中学校からデジタル技術を応用する力を持った子供たちがさらに高校で深く学ぶことができると、これはほっといても人材は出てくると言ったらおかしいですけれども、名寄市内でゆかりのあるそういう情報技術の能力を持った方がこれから生まれてくるということは大きな財産の一つになると思います。ぜひその辺、お考えを持ちながら今後施策展開等々検討していただきたいというふうに考えております。

では、続いて小項目の2番目、働く世代への取組ということになります。今おっしゃったように、対面での申請等々が、これからデジタル化して、なるべくコンビニで受け取ったりというような状況にしたいというお考えだったと思います。本市でもデジタル化に向けて計画立てて進めていくということが必要になろうかと思いますが、そういう情報技術を推進していく、また庁内での業務改善化、効率化を求めていくといった総合的な計画等々、整備されるというようなお考えはある

でしょうか。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今現在、名寄市版のDX推進計画、これを策定中ということでありまして、この計画につきましても今後名寄市が目指すべき方向性ですとか今後実施するデジタル施策の基本的指針として策定しようとするものでございます。計画期間は、後期計画と併せて令和5年度から令和8年度の4年間ということで、今鋭意作業を進めて、年度内で策定しようというところでございます。

内容につきましては、今現在ではっきりした内容はお示しできませんけれども、骨子案としましてはこの間のコロナ禍ですとか、あと国の動向などを示した計画策定における背景ですとか目的、あと基本方針、推進体制などを示す総論的な項目、あとは先ほど議員おっしゃいました業務改善も含めたセキュリティですとか、そういうものの庁内のDXの推進方策、さらに地域DXの課題ですとか、そういうものを入れた推進方策、そういうような項目で作業を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） デジタルトランスフォーメーション、先日からよく言葉が出てきますけれども、正直分かりづらいと私も思います。何だそれとなります。これは、大きく分けて目標としては業務改善、効率化を図りたい、それが大前提、一番の目的。その目的達成のために情報技術を使いましょうと、そういう認識を持っています。そういう認識で大体間違いはないと思うのですが、やっぱり題目として業務改善が一番大きく上に来る。令和8年までの計画を今考えているということでもあります。では、その令和8年に我々の世界がどうなっているのかというところをかいつまんで想像できる場所があれば、もう一度お知らせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 先ほども申し上げたところもございます。先ほど、これからの行政サービスということで、市役所でいえば窓口については当然現状の窓口は縮小するかもしれませんが、それは開設するという部分であります。それを大前提に置きながらも、マイナンバーを活用したような、通常の申請行為ですとか、そういう部分についてはオンラインで完結する。この間、昨日ですか、新聞報道にもありまして、子育て手続デジタル化というのがぼんと出ていました。政府のほうで年内に推進チームをつくって、出生届の提出だとか児童手当の申請、手続をオンラインで完結できるようにすることを目指す。ちょっと遅いかなと思ったのですが、オンライン化、令和4年度末と言われているのですけれども、今こういう状況なので、遅れるのかなと思いますけれども、私どもも基盤整備については進めているところでありまして、こういった形で市役所でいえばそういうものが主流になるのではないかとこのところでございます。

あと、この報道でも民間のスマートフォンアプリと連携した取組を進めるということで、具体的な産後ケア、一時預かり、保育サービスのオンライン化ですとか子育ての不安をインターネット交流サイトを通じて保健師らに相談できる仕組みの整備など、ちょっと踏み込み過ぎかなという気も……。対面でやらなければならないことは対面でやらなければならないので、例えば子育てでしたら、全てがオンラインでできるというのではなくて、やっぱりそれは手続をしながら話している中で気づく面もあるでしょうから、それはやっぱり対面でやらなければならないものは対面でやらなければならないことだと思いますけれども、そういうのを必要とされるものについてはほとんどのものがオンラインでもできるということになるかと思えます。

こんなものでよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) ありがとうございます。

他市の先行事例を見ますと、印鑑を廃止するか受付にAIを使った自動応答システムを使うとかというような状況もあるように聞いております。ぜひそういう先行事例も検討しながら、庁内、情報化を推進して効率化を図っていただきたいというように考えておりますので、ぜひやっていただきたいと思います。

働く世代ということで、なかなか仕事にインターネットを見るというのは難しい人もおられますが、つい先日、昨日ですね、熊が出没しましたよという名寄市のラインが入ってきました。どこに出たか、どっちに逃げたか、そして各学校の対応はどうなったかまで細かく出てありまして、あれはすごく役に立つツールだなというように思っています。ああいうのをやっぱりプッシュ式の情報発信としてあるべきだと思います。今現状ラインに登録していないとああいう情報を受け取ることができないということになっておりますが、それ以外のツール等を使ったプッシュ式情報発信について、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 市民の皆さんが望む情報が簡単に取得できたり届いたりということが一番の理想であって、それが先ほどから議論していただいているDXなのだろうというふうに思っています。

現在の認識としては、ラインを我々は活用、まずさせていただいてありまして、一定程度認識としては成功をしているという認識であります。既にその中でも、ラインの登録いただいた中でもコンテンツを作っていて、子育て情報が必要な方とか、いろいろ自分で情報を得られる仕組みにもなっておりまして、今それ以外のツールというお話もあったと思いますけれども、まずはやはりここ

です。しっかりとこのツールを広げていくというのを注力していきたい。そのために、今回総合計画の中でもKPIとして設定をさせていただいております。いろいろ散らかるのが悪いとかというわけではなくて、選ばれる手法はたくさんあったほうがいいのかもしれませんが、ただ、しかしここで我々もこのラインというものを使いながら、一度情報伝達として成熟をさせていきながら、検証しながら、さらに有効なものということは勉強させていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 現状としてラインという媒体を使うというのは十分正解だと思いますし、情報の速度、また精度から見ても十分成功した事例だというふうに考えております。KPIの数字の中では、まだこれから1万5,000件まで伸ばしたいということでありましたので、ぜひ伸ばして欲しいのと、やはりラインも結局民間のサービスでありますので、それがサービス終了してしまったらどうなるのだろうというところは検討していただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それともう一点、現在保護者、学校関係なのですけれども、学校から連絡が来ます安心メールさんを使ったりマチコミさんを使ったりというところでプッシュメールが来るのですけれども、ぜひこれ統一化できないかというお声をよく伺うのですけれども、その辺現状でどうお考えなのかお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員おっしゃられるように、今市内の各小中学校では、今お名前もおっしゃっていただきましたけれども、安心メールさんとマチコミメールさんと。6校が安心メールで5校がマチコミメールと、2種類使われているかなというふうに思っています。保護者との連絡用のこういったアプリというかフリーソフトとい

うのでしょうか、そういったものについてはそれぞれ各学校の中で使い勝手のよいものを選択してもらって導入してきていまして、現在我々のところには保護者の方々から連絡手段を統一してほしいといった要望とか御意見というのは、各学校を通じてそういう話は聞いていないというところもございます。学校の先生方からは、逆に保護者の方々も今のそういったアプリというのでしょうか、そういったものに慣れてきているというところもあって、これがまた変わってくるのにも少しまた課題があるのではないのかなという話は伺っているところもでございます。そのため、保護者の皆様方からそういった要望ですとか意見があれば、各学校の中で御協議いただいて、御検討いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ぜひそういうアプリ作ってみてください。

お願にもなるのですけれども、複数の登録になってしまいますと、私も子供は小学生と中学生がいるので、別々の登録を行って、それぞれ同時に返信ができないというところもあって、なかなか学校側でも兄弟が複数の学校に分かれているという状況もありますので、そこは統一に向けての検討というのはされてもいいのかなというように考えております。これは、ぜひ庁内で検討いただければと思います。

続いて、小項目3番目、高齢者の世代ということで、私の90歳のばあちゃんにデジタルトランスフォーメーションを説明してみました。無理でした。最初から分からないと。ということで、先般から高齢者向けスマホ教室等々開催をしていると言いましたが、ある程度上限があるのではないかと。そもそもスマホの理解がある人ではないと来ないのです。マイナンバーカード、あれを魔法のカードというような意味合いで持つ方のほうが多いのかなと思います。このカードがあったら病

院で保険証代わりになりますよ、このカードがあったら例えば行政サービス受けれますよ、そういう高齢者にデジタルって何ぞやと一から説くよりも、実際このカードがどうやって使うのだ、そういったような周知のほうが私は効果的かなと思います。そういうところから、まずマイナンバーカードを使ったら何ができるのか。タクシー手配で先行事例として、これ群馬県の前橋市なのですけども、そうやってタクシー呼んだら安くなるよとか、今マイナンバーカードを利用して病院を受診したら、10月から変わったという話聞いておりますが、受診料がちょっと安くなるよとか、そういうメリットをやはり提示していくということがこれから必要になると思いますが、その点もう一度お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) マイナンバーカード、なかなか交付というか申請率が進まないところでございます。

その中では、マイナンバーカードを持っても、今現状としてなかなか利用がないというのもあります。先ほども申し上げましたけれども、今後どんどん進んでいくというところもありますし、保険証では活用が始まっている部分もあります。免許証もということありますので、今後も広報なんかですとか様々な媒体を通じながら、今こんなことができますよだとか、そういう活用方策なんかも周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 活用に当たっては、どうしてもカードという物理的なものを使う以上、そのカードリーダーですとか、それに順応したシステムの導入という、どうしてもお金のかかってくるという部分が必要になると思います。ぜひこれ全庁的に、病院でも市役所でも、どこへ行ってもこのカード1枚があったら事足りるのですよみたいな、そういうぜひ強いカードに行政として育

てていていただきたいというようにお願いをさせていただきます。

予算措置等の検討もされながらの話になりますので、なかなか一朝一夕には難しいと思いますが、ぜひ先ほどおっしゃいました令和8年ですか、計画の終了にはマイナンバーカードさえあれば何でもできるのだというような名寄市にぜひなっただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 実は、マイナンバーカードを取得してくださいという形で一つの取組として、今回燃料券、全世帯にゆうパックで送った形なのですけれども、その中に市長の指示もありまして、せっかく全世帯に行くものですから、マイナンバーを取得してくださいという形で、マイナンバーを取るとこういうことができますよだとか、今後こういうことができますよという形で1枚入れさせていただきますして、マイナンバー取得をお願いしますということで送らせていただいております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) その資料、私も見たかもしれませんが、記憶にございませんで、申し訳ありませんでした。

(「まだ届いていない」と呼ぶ者あり)

○6番(今村芳彦議員) そうかもしれない。風連なので、遠いので、すみません。

それでは、続いて大項目の2番目、地域産業としてデジタル技術を興してはどうかというようなことになります。現在デジタル産業の状況として、確かに各業種によって、本業ではなく、サービスの一環、印刷屋さんでしたらデザインを請け負いますよとか、そういったようなところで今取組があるという話でありました。実際どういうものをデジタル産業と呼ぶのかというのは、各業界団体によって変わってきておりまして、非常に難しい

概念にはなるのですけれども、言ってしまうとどこでもできると。そして、先ほどおっしゃってありましたけれども、名寄市はデータセンターという一つの柱が今あるというところで、これから推進していくというようにお考えをいただきました。

先ほどからデジタル教育含めて、そのデジタルに特化した人材がこれから名寄で生まれてくるという状況にあるのは、これは追い風でしかないなというように見ております。ぜひ目指せクリプトン・フューチャー・メディアと言わせていただければ、分かる方いらっしゃるかどうか分かりませんが、札幌のある企業なのです。非常に有名な、御存じかどうか分かりませんが、初音ミクというキャラクターを御存じでしょうか。一時代を築いているというソフトウェアなのですけれども、そういうのも非常に資本投資の少ない会社がスタートして成功を収めて、今北海道の雪ミクといいたいまいしょうか、各お祭りのイベントに使ってみたりというような認知度が非常に広がっている状況になっております。ぜひそういう発信を名寄がしてほしいなと。特に産業、今非常に厳しい状況になってきているというのは皆さん周知の事実だと思いますが、デジタルというのはどこでもできるのだから、やっぱり名寄で起きてもいいでしょうと。そのための施策展開が私は必要ではないかということから、この大項目2つについてお話をさせていただきました。

現状企業として今はないとおっしゃっていましたが、中小企業振興条例の中でも支援策を今あるという話でありましたけれども、やはりデジタルに特化した条例ですとか施策というのがなかなか難しいといいたいまいしょうか、見つけることもできない……見つけることはできるのか、何か利用しやすくないのではないかなというような感覚があります。やっぱりデジタルを広げていくとしたら、既存のハードウェアの整備だけではない、もっと別な、例えば著作権の関係ですとか、どうやって維持をしていくのかという知的財産の部分も十分に

配慮した振興策というのが必要になるかと思えます。その辺のお考えありましたら、また改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） デジタル産業ということで、今様々な例を出していただきました。例えば札幌の先ほどのクリプトン・フューチャー・メディアの初音ミクさんのことでいいますと、一昔前にサッポロバレーなどと呼ばれて、これはシリコンバレーをもじって言った言葉があります。そういったことに名寄がなれるかどうかは分かりませんが、先ほど答弁させていただきましたとおり、将来的には本市がデジタル産業の適地になる可能性はあるのではないかと考えております。

一方で、今おっしゃったような知的財産ですとか、そういうところまで、まだ考えに至っていないところもありますが、現時点でも私どもでは中小企業振興条例、このたび見直しまして、その中ではオフィスや店舗の新築や改修、設備投資を後押しする企業活力強化支援事業、あるいは新たな事業のスタートを応援する操業支援事業においては、一定の条件の下にIT機器の導入を支援対象としております。こういったことで、デジタル技術の産業振興にも今の段階でも取り組んでいるところでございまして、先ほど申し上げたとおりデジタル産業というものは定義というのがなかなか難しいと思えますけれども、国の定義にも幾つか異なるものがありまして、クラウド事業者、プラットフォーム事業者などをデジタル産業というものもあれば、それをユーザーとして使う人たち、この場合は個人でもできるような事業だと思えます。一方で、御質問にもありました中での保守管理に関わる事業者、こういったものもあると思えます。こういった方々を名寄の可能性として使えるように、もう一つでは先ほど申し上げたトライアルの事業も用意しておりますので、名寄においてその可能性が将来的にはあるであろうという今

村議員の思いも、その方向には何とか応えられるような制度を今は用意していると思っているところでございます。

○議長(東 千春議員) 今村議員。

○6番(今村芳彦議員) 名寄市がこういうメニューを用意して支援をしていますよというのは、あくまでも名寄市のホームページを参照としたり、自分が取りに行かなければならない情報なのです。やっぱりこれはプッシュですよ。デジタル産業を興すというのであれば、やはりそういう方々がよく見ているサイト等とインターネットの、どこにでも転がっていると思います。そういうところでやはり周知をしていくということも今後手法の中に検討していただいて、名寄市のデジタル産業、産業の一つの柱として、ぜひ成長させていただきたいとお願いを申し上げて、質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長(東 千春議員) 以上で今村芳彦議員の質問を終わります。

中小企業及び小規模事業者の中長期的な資金需要に係る資金調達の支援について外2件を、塩田昌彦議員。

○14番(塩田昌彦議員) 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問してまいります。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、足元ではエネルギーや資材、食料品の物価高騰が、市民生活はもとより、様々な事業活動において脅威となっており、新たな支援など経済対策が求められています。

喫緊の課題に取り組む姿勢として、名寄市中小企業振興条例が目指す地域循環型経済の実現など、課題解決に向けた行政の施策強化が必要と考えます。そこで、大項目3点にわたり質問をしてまいります。

大項目の1、中小企業及び小規模事業者の中長期的な資金需要に係る資金調達の支援についてお尋ねをいたします。令和2年2月に始まった新型

コロナウイルス感染症の影響回避に向けた給付金事業をはじめとした経済対策の下、地域経済にも一定の下支え効果が発揮されてきましたが、各種エネルギーや資材、食料品の高騰などの影響から、中小企業や小規模事業者は資金調達に苦慮しており、またコロナ融資の据置期間の終了に伴い返済が始まっていると思いますが、小項目の1、新型コロナウイルス感染症対策を含めた名寄市中小企業特別融資の現状と償還状況について。償還の状況、返済猶予に関して、行政や商工会議所、商工会への相談など、現状の把握とその対応についてお知らせください。

小項目の2、厳しい経済状況に耐え得る資金調達の支援策について。飲食、観光業などは、いまだ回復を見通せず、さらには運送業など冬の需要期を迎える本市においては、あらゆる産業への一層の影響が見込まれます。名寄市経済の再生には、中小企業、小規模事業者は欠かすことのできない存在であり、これら企業を守るため資金調達の支援など緊急の対策が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、大項目の2、地域循環型経済の推進及び活性化に向けた取組についてお尋ねをいたします。さきに述べたとおり、地域経済の回復はいまだ進んでおらず、経済の活性化に向けた消費喚起を促す支援策が必要と考えます。

そこで、小項目の1、地域活性化に向けた消費拡大の支援策についてお考えをお聞かせください。

次に、小項目の2、名寄市ずっと住まいる応援事業の継続及び見直しについてお尋ねをいたします。本事業は、住宅の改修等推進事業に始まり、現在名寄市ずっと住まいる応援事業として4年間の最終年を迎えています。当該事業は、利用に伴う市民要望は高く、事業の継続と見直しについてお知らせをください。

次に、小項目の3、住宅新築における地元企業への誘導策についてお尋ねをいたします。住宅新築における地元施工事業者への受注減少を懸念す

る観点から、平成29年9月第3回定例会において質問をしてから、今回の質問で5回目となります。改めてこれまでの状況を見ると、住宅新築の地元施工業者への受注は、平成26年新築住宅51戸中、地元受注は25戸で、全体の約半分が地元受注であり、この年をピークに年々減少が続き、令和2年度には33件中5件となり、地元受注率は全体の15.15%、令和3年度では50件中13件とやや回復にあるものの、依然として厳しい状況が続いています。本年4月施工の名寄市中小企業振興条例では、基本理念、基本方針にのっとり、財の域内循環による地域循環型経済の構築に向けた取組を加速し、市外から財貨の獲得による持続的な経済循環を促進し、市民が豊かで暮らしやすいまちを実現するとしており、少しでも財の域外流出を防ぐ対策は急務と考えておりますが、地元企業への誘導策について考えをお聞かせください。

次に、小項目の4、公共事業発注の平準化についてお尋ねをいたします。名寄市中小企業振興条例の条例改正に伴い、条例が目指す地域循環型経済の実現を具現化するため、公共事業の発注において官公需受注機会の確保とともに、公共事業の平準化は地元建設事業者にとって最も重要な施策と考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、小項目の5、人材育成・確保に係る仕組みづくりについてお尋ねをいたします。産業人材を輩出してきた名寄産業高校の統廃合により、人材確保への懸念が生じています。技術者の高齢化、技術の継承、人材育成など、課題を抱えております。人材育成のため、行政と建設事業者との情報交換、情報共有のための意見交換会を通して、人材開発センターの積極的活用と協力、連携強化を図るため、意見交換のできる環境の整備が必要と思いますが、お考えをお知らせください。

次に、大項目の3、公共施設等に係る公共事業の見直しについてお尋ねいたします。本年3月の定例会において、人手不足などに加え、資材価格

の高騰など先行きが見通せない不透明な状況が続いていることから、入札不調の影響を懸念して質問をさせていただきました。

小項目の1、各種エネルギーや資材の高騰、資材調達が著しく厳しい状況下における今後の公共事業に及ぼす影響について、現在の公共事業における資材調達や諸物価高騰等による先行きが見通せない状況が続く中、公共工事の発注にも影響が及んでおり、現状を踏まえると今後の入札、特に大型工事における入札の影響、また名寄市の各種計画にも影響が及ぶことが考えられます。各種エネルギー、諸物価高騰等による事業費が膨らむことによる財政面の負担増も大きな懸念として上げられます。このような傾向が続くことを想定をされますが、今後の対応についてのお考えをお知らせください。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 塩田議員からは、大項目で3点について御質問いただきました。大項目1と大項目2の小項目1、2、3と5は私から、大項目2の小項目4と大項目3は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、中小企業及び小規模事業者の中長期的な資金需要に係る資金調達の支援について、小項目の1、新型コロナウイルス感染症対策を含めた名寄市中小企業特別融資の現状と償還状況についてお答えいたします。本市では、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、いち早く令和2年第1回定例会会期中に市内中小企業や小規模事業者の資金繰りを支援するため、コロナ対応の融資制度を創設いたしました。具体的には、売上げが10%以上減少した事業者が本市の通常の制度融資よりも低利率で融資を受けられ、据置期間を1年間とし、信用保証料の全額補助、3年間の利子補給が受けられるとい

うものです。しかし、1年経過後も新型コロナウイルスは終息せず、中小企業等の業績が回復する前に元金返済は始まる一方で、借換えなどの柔軟な対応ができていないといった制度創設当初には想定していなかった課題が見えてまいりました。

そのような状況を受け、産官金連携なよろ経済サポートネットワークにおける金融機関の意見も踏まえ、令和3年4月、要綱の見直しを行い、長期化するコロナ禍に柔軟に対応するため融資要件の緩和、融資限度額の引上げ、据置期間の拡大などの改正を行いました。具体的には、新規契約だけではなく借換えも対象とし、限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げ、据置期間を1年から3年に拡大しました。本年10月末までに142件、9億5,550万円の融資が実行され、既に一部償還が始まり、2億1,777万4,000円が返済され、うち19件は完済しています。市内金融機関からは、早い時期に簡素で迅速な制度により市内事業者が融資を受けられたことはよかったとの評価をいただき、市内事業者の事業継続に寄与しているものと認識しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、昨年末からの先の見えない物価高騰と相まって厳しい経済状況が続く中、コロナ融資の償還を迎える事業者が返済に窮することも懸念されることから、名寄商工会議所や風連商工会、市内金融機関に確認をしたところ、地域経済が回復しない状況では売上げは伸びず、資金が減少し、融資の返済が滞る状況は想定されるものの、現時点で具体的な相談などはないとのことでした。今後資金需要が高まる年末や年度末を控え、コロナ融資の償還を迎える事業者の状況などに関して、引き続き市内経済団体や金融機関と連携してまいります。

次に、小項目の2、厳しい経済状況に耐え得る資金調達支援策についてお答えいたします。全く先行きが不透明だったコロナ発生当初の緊急的

な資金需要に対応するために創設した本市のコロナ融資は、本市においていち早くスタートし、国や政府系金融機関、道や多くのほかの自治体が既に終了している現在も継続しており、今年度末を期限とし、市内事業者の事業継続に寄与しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、発生から3年がたとうとしています。厳しい経済状況の要因はコロナの長期化に加え、様々な国際情勢や円安などによる燃料や原材料をはじめとする物価高騰など多様化、複合化しており、コロナの影響に対する緊急的な経済対策を要する状況からフェーズが変わったと考えられ、ウィズコロナ、アフターコロナの社会経済活動に対応していく必要があると考えております。そのため、本市の通常の制度融資による運転資金、設備資金、あるいはより有利な新規開業の資金需要への支援に加え、様々な事業者ニーズに対応した中小企業振興条例に基づく新たな支援メニューによる支援などにより、市内事業者の事業継続や新規事業者による操業などを後押しし、本市経済の活性化に努めてまいります。

次に、大項目の2、地域循環型経済の推進及び活性化に向けた取組について、小項目の1、地域活性化に向けた消費拡大の支援策についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、本市ではこれまでに感染拡大状況や国や道からの行動制限などの状況に応じて特別融資、給付金、そして消費喚起策を実施してまいりました。消費喚起策としては、実行委員会が実施するプレミアム付き商品券事業を3度にわたり支援し、その直接経済効果は総額で9億3,341万円であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内経済の活性化に一定の効果があつたと認識しております。

また、原油価格、物価高騰による市民生活や事業活動への影響を軽減するため、本年第3回定例会最終日に議決をいただき、広く市民、市内事業者の水道料金及び下水道使用料の基本料金を本年

11月請求分から来年3月請求分まで減免しているほか、本定例会初日には燃料高騰対策、生活支援事業に係る補正予算を議決いただき、灯油やガソリンなどの燃料購入券1万円分を市内全世帯に順次郵送しているところでございます。

今後、ウィズコロナ、アフターコロナの社会経済活動に対応していくと同時に、原油価格、物価高騰による厳しい経済状況からの回復を図るため、国の第2次補正予算や道の施策を注視しながら、産官金連携なよろ経済サポートネットワークにおいて金融機関と情報交換するほか、市と名寄商工会議所、風連商工会と連携して市内経済の状況把握に努め、適宜必要かつ持続可能な対策を講じてまいります。

次に、小項目の2、名寄市ずっと住まいる応援事業の継続及び見直しについてお答えいたします。ずっと住まいる応援事業は、平成31年4月の施行から本年度、現行の要綱の最終年度となる4年目を迎えています。本事業は、50万円以上100万円未満の改修工事に対して定額10万円、100万円以上の改修工事に対して定額20万円を補助し、移住や空き家、居住誘導区域の場合にそれぞれ5万円を加算するもので、市民からも施工業者からも高い評価をいただいています。また、年間3,000万円の予算に対し、総事業費は毎年3億円前後と、予算のほぼ10倍の事業効果となっております。本年度につきましても、市民の住宅改修ニーズに応える制度として好評をいただき、8月5日に本年度予算額に達し、交付申請の受付を終了いたしました。

本事業の前に2年半実施した名寄市住宅改修等推進事業を終え、本事業を策定する際に市民や施工業者から長く続く制度を望む声が多かったことから、4年間の事業としてスタートし、最終年度に市民の意識や社会状況の変化などを検証した上で最長4年まで延長できる制度としたところです。

最終年度である今年度、8月に庁内関係課による検討会議を設置し、事業者や施工業者のアンケ

ート結果などを参考に、これまでの成果や効果を検証し、市民をはじめ、住宅関連産業のニーズや社会状況の変化などを踏まえ、延長を含め改正の必要性について検討を開始いたしました。

また、本年11月に市内施工業者などで構成される、なよろっぼい家づくりの会から本事業の継続や新たな加算項目の追加などについて要望書を頂きました。これまでに3回の庁内検討会議を実施し、本事業を延長する方向で検討し、さらに現行の加算項目の見直しや新たな加算項目の創設などについて議論をしているところでございます。

次に、小項目の3、住宅新築における地元企業への誘導策についてお答えいたします。新築住宅取得への支援については、ずっと住まいる応援事業における施工業者アンケートで新築住宅への補助より住宅改修に対する補助の維持を望む声が約71%と多く、住宅建設分野における財の域内循環への当面の施策として市内企業への受注機会の促進を図り、住宅改修に係る補助制度を実施しているところでございます。

新築住宅に対する支援に関しましては、これまでも業界団体の皆様と意見交換をできておりまして、業界団体や市内企業が新築を含め受注増加に関して自主的に取り組む場合につきましては、人材育成及び確保の観点からも、行政として前向きに支援を検討する旨をお伝えしており、御提案に期待をしているところでございます。

次に、小項目の5、人材育成・確保に係る仕組みづくりについてお答えいたします。本市では、中小企業振興条例に基づく支援メニューの見直しを行い、事業者ニーズに沿った使い勝手のよい制度となるよう同条例施行規則を改正し、本年4月1日、施行となりました。人材育成・確保に係る支援メニューとして、事業所の人材育成を支援する名寄でづくり事業を拡充したほか、高度な専門性を持ち、企業の成長戦略を具現化するための人材を新たに雇用する企業に対して補助するプロフェッショナル人材確保支援事業を創設するなど、

あらゆる業種、分野における人材の確保・育成に積極的に取り組んでいるところでございます。これまでに名寄で人づくり事業は5件の交付決定、プロフェッショナル人材確保支援事業は1件の事業認定を行いました。

名寄産業高校と名寄高校の統合による産業人材の確保への影響について、大きな危機感を抱いている名寄建設業協会のお声がけで、昨年度から名寄商工会議所と市の3者による意見交換の場を持っており、その中で建設業界としては地域の担い手は地域で育てようを旗印に、人材開発センターを活用していきたいとお話があったほか、地元の子供たちの育成・確保に関する意見を伺っているところでございます。その一環として、子供たちに建設業、土木業に興味を持ってもらうことを目的に、本年の産業まつりにおいて建設業協会としてN's CRAFTと銘打ったブースを設け、ミニ重機オペレーターのほか、かながけや左官、小屋の組立てなどの体験イベントを実施し、多くの子供たちが楽しみながらたくみの技術に触れていたのはとてもよい試みだったと手応えを感じているとのことでした。

また、本年10月には名寄商工会議所と名寄高校において、同高校の生徒が地域に貢献する人材として成長することを期待するとともに、相互に地域社会の健全で持続的な発展や職業人の育成に寄与することを目的に、キャリア教育・地域創りに関する連携・協力協定書が締結されたところでございます。名寄市としても、人材育成・確保は喫緊の課題と認識しており、さきの3者による意見交換の場を活用するなどして人材開発センターとの連携強化を含め、建設業協会からの具体的な提案に期待をしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目2の小項目4及び大項目3についてお答えします。

初めに、大項目2の小項目4、公共事業発注の

平準化について申し上げます。本年4月に施行した名寄市中小企業振興条例では、市の責務として市の工事、物品及び役務の調達等に当たり、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならないと定めています。また、官公需についての中小企業の受注確保に関する法律に基づき策定した名寄市指名競争入札参加者指名基準や名寄市公契約に関する指針により契約の適正な履行が確保できる範囲において市内業者への優先発注に努めているところでございます。市内業者への優先発注や年間を通じた発注の平準化は、雇用環境の確保やインフラの持続的、安定的な維持管理にもつながるものと考えております。また、施設整備などの大型の建設工事においては、工事の平準化が図られず、複数の工事が重複して実施された場合、市内業者の技術者確保が難しく、入札不調などの要因になることも想定されます。本市としましては、適正な工期の確保や発注の平準化は市内業者の受注機会の確保や計画的な事業推進にもつながるものと認識しており、今後もしばらくは発注の平準化に努めてまいります。

次に、大項目3、公共施設等に係る公共事業の見直しについて、小項目1、各種エネルギーや資材の高騰、資材調達が著しく厳しい状況下における今後の公共事業に及ぼす影響についてお答えします。昨今の資材不足や物価高騰等により、発注時期や工期の見直しなど公共事業への影響は避けては通れない状況にあるものと認識しており、御質問にもありました名寄市公共施設等総合管理計画などの各種計画に基づく事業についても影響を懸念しております。また、公共事業のみならず、各種委託料などの経常的経費も増加傾向が続いており、本市の財政面に及ぼす影響も大きなものになるものと想定しております。今後もしばらくは不透明な状況が続くものと思いますが、資材不足や物価の状況等を注視しながら、市民の皆様の安全、安心な暮らしを守っていくため健全な財政運

営の維持に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 御答弁ありがとうございます。

確認含めて再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1点目の中小企業の資金融資の今の返済の状況、やはりなかなかコロナが終息していない、そのほかあらゆる高騰等があつて厳しい状況にある。したがって、返済も厳しくなるというふうに認識をしていたところでありますけれども、先ほどの御答弁では、今のところの融資の償還に関する部分でいえば、滞りなく進んでいるというふうにお聞きをしたのですけれども、この名寄市が融資をしている特別融資の関係、コロナの関係ですけれども、これについてはやはりこの名寄市内の中小企業、小規模事業者にとってやはり相当、今後の経営に伴う部分としては非常に助かる施策だったのかなというふうに思いますし、それからこのコロナの関係でいえば、経営の継続給付金から始まって、多くの6つの事業から給付金という形で真水を投入したというふうなことから、相当企業者にとっては感謝をしている部分だなというふうに思っています。ただ、市、そして商工会議所、商工会への相談といいましょうか、返済、金融機関には恐らく相談等々はあるのでないかなというふうに思いますけれども、この部分について、実際商工会議所でいうと政府系の融資が主で、どちらかというマル経という使い勝手のいい融資があつて、それを推奨していたのかなというふうには思っています。

私は、会議所のほうに確認をさせていただいたら、やはりちょっと厳しい状況にはあると。返済滞っているとかなというふうな部分、相談につながったか否かというのは別にしましても、現状としては非常に厳しいものがあると。倒産等々含めて、返済ができなくなったというふうなケースもある

とお聞きをしているのですけれども、実際2年度に行った融資に関しては、据置き1年ということで償還が始まっている。3年度の部分については、据置き3年間ということで大分猶予してきたという部分がありますから、その部分についてはまだ、3年以内ということですから、3年とは限らないというふうには思うのですけれども、この部分についてはまだ2年ということですから、来年返済に入ってくるのだらうなというふうに思い、今の現状からするとまだまだ経済は戻っていないというふうなことも考えられますし、そういうふうなことも含めて金融機関と、やはり実際にいろんな部分でいうと、この契約の変更だとか、それから据置期間を延長してくださいとか借換えをさせてくださいとか、いろんなことがあると思うのですけれども、そういうふうなことはやはり金融機関が最終判断になるというふうに思っていますけれども、その辺の部分について行政としてどのような状況を、要するに対応含めてどういう状況にあるかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） コロナ融資の償還がそろそろ始まる時期か、あるいは3年以内で始まっているところもあると思いますけれども、金融機関の判断でというお話でございましたけれども、実際に政府あるいは金融庁から金融機関に対してたくさんの数値が出てきておりまして、その中でも事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底するとともに、返済期間、据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、企業債務の条件変更や借換えなどについて事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続するように金融庁からも要請がされているところで、私どもも金融機関の皆さんと意見交換をする中では、私ども制度は制度なのですが、金融機関の御判断でそういった場合においてはそのような政府からの要請に応じて条件の

変更ですとか借換えなどについても御相談があれば適宜対応するという事でお伺いしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 今の最後の言葉で少し安心をしましたがけれども、やはり最終とりでは金融機関ですから、金融機関がそれで了解をしてもらおうと。このコロナの特例という形で制度的にリスケという制度がありますよね。この分についても、やはり先ほどおっしゃったように国の機関、金融庁のほうからお達しがあって、柔軟な対応をなさいよというふうに言っているということをややはり重きに受け止めての対応なのかなというふうに思いますけれども、やはりこの今の現状、なかなかまだ戻り切っていないということも含めて厳しい状況にあるわけですから、その辺の部分についてしっかりと企業の方たちに耳を傾けて金融機関とのしっかり連携調整を図りながら対応していただきたい。何せやはり名寄市の経済を動かしているといいましょうか、そういう部分でいうと中小企業、小規模事業者、欠かすことのできない企業でありますから、これは名寄市としてしっかり守っていかなければならないというふうな部分かなと私は思っておりますので、そのような対策をしっかりと取っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

次に、消費拡大の対策というふうな部分でいうと、やはりおっしゃったようにいろんな形で今のエネルギー、それからいろんな食料品等々の高騰対策として、今市も対応していると。先ほども御説明いただきましたけれども、いろんな分野で対策を講じてくださっているというふうなことで、それは非常にありがたいことであるし、非常に市民の方も心をなで下ろしているのかなというふうに思います。

ただ、先月、意見交換会、これ初めて町内会との意見交換会ということで、議会が行った部分があるのですけれども、その中で意見というか、要

望というふうなことになろうかと思うのですが、やはりなかなか今のコロナが終息していない、いろんな部分で高騰が続いていて、買い物するにしてもやはり買い控えという言葉が妥当かどうか分かりませんが、非常に厳しい状況にあると。そういうふうな部分で、やはり何らかの消費喚起対策という……。先ほどお話をいただきました商品券の関係については、これまで3回、9億3,000万円ほどの効果があったというふうに御答弁をいただきました。その方のおっしゃるには、この12月厳しいから、12月にこういうふうな対策が市のほうから、市のほうからというよりは、これは実際には商工会議所、商工会が核となってやっている部分であります。行政がしっかりそこに携わり担保しながらというふうなことだと思うのですけれども、それを期待をしていたというふうな部分だけでも、それがどうなのだろうという質問だったのです。実際に厳しいこの状況下の中で、やはり消費を喚起させる、消費を促すという、そういう対策はこれからも必要ではないかなというふうに思います。やはり年末、年度末というふうな部分で大きく消費が動く時期でありますから、12月についてはもうできないということではあります。3月に向けての、ある意味これはいろいろ各関係機関と御相談をしなければならない部分があるかというふうに思いますけれども、それらについての考え方、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 年末を控えた消費喚起策、年末はもう難しいかもしれないというお話ありました。消費喚起策に対して、今町内会さんとの意見交換の中での声があったとお聞きしました。私どものところで経済団体等からの特段消費喚起策に対する要望をいただいている状況ではございませんが、ただ議員おっしゃるとおり厳しい状況であることは理解しております。私どもも先ほど答弁したような対策はしておりますけれ

ども、3月に向けてどういう状況になるのか、今後分かりませんので、先ほど申し上げたとおり、これは関係機関、金融機関も含めたサポートネットワークですとか、会議所や商工会とその市内の経済状況をその時々把握に努めて消費喚起策が必要かどうかも含めて、適宜必要かつ持続可能な対応策を講じてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） 実際に今やはりそれこそ買い物に行ったら、今まで以上にお財布からお金が消えていくというような状況で、厳しい状況があります。そういうふうな部分で、買い控えというのが起きると、やはり市内の経済というのは立ち行かなくなるというふうに思います。それをやはり喚起するというか、誘導させるというか、それも行政の一つの役割なのかなというふうに思っています。いろんなところでは、やはり地方創生の臨時交付金、それらを使って対策を講じているという部分は新聞紙等々で見えていますけれども、やはりその部分に頼ることだけではなくて、名寄市のこの市内の経済をどう循環させるかというふうなことを考えると、単費の投入もあっていいのではないかなというふうには思います。単費の投入は簡単にできるものではないというふうに理解していますが、この部分についてはしっかり産官金……そういう中でいろいろ話をされているというのは分からないわけではないのですけれども、やはり会議所等々が一番状況をつぶさに把握できるところというふうに認識をしていますし、私も実は会議所のほうに、どうして今回こういうふうな形で要望はしていないのだろうねというような話もさせてもらいました。いろいろな意見もあることも重々承知はしておりますけれども、ただ経済を動かすということは大事だと。今経済を動かすのにシフトはされてきていますから、なおさらにそれを応援するという形の対策というのは必要なのだろうなというふうに思いますから、こ

の部分についてはしっかり意見交換というばかりではなくて、思いを強く持てば相手も強く返ってきますから、そういうふうなことを念頭にしっかりとした対応をお願いをしたいということで、しっかりとした協議を行っていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、ずっと住まいるの部分でありますけれども、お話いただきまして、実際検討されていて、再延長、そして見直しという部分についても、これまで加算については3つの加算がありましたけれども、なよろっばい家づくりの会ですか、これは新聞でも見させてもらいましたけれども、ゼロカーボン対策ですとか、それから子ども・子育ての支援対策だとかというふうなことも含めて、この加算に加えてはどうかというふうに御要望されているようにお見受けしました。やはりそういう部分でいうと、ゼロカーボンでいえばやはり市はゼロカーボンシティ宣言を行って、こうこうこういうふうにして、こういうことで施策として実践しているのだよというのをやはり見せていくことも必要だというふうに思いますし、小さなお子さんを抱えている家庭でのリフォームという、そこに投資をするものというのは結構厳しいものがあるかなというふうに思います。したがって、そういうふうなことをしっかり協議をいただいて、もう一つ私お願いというふうな部分でいえば、加算が増えるとなると、枠の3,000万円というのは、件数にすると少なくなっていくという状況になりますから、お話上でいうと8月5日で今年度の部分については終了したというふうなことで御答弁いただきました。本当に始まってすぐ終わってしまうのだなというくらいの人気者ですよ。したがって、この部分についても3,000万円の枠を、例えばもう少し枠を上げて何千万円とは言いませんけれども、そういうふうなこともやはり必要なかなというふうに思いますので、その加算の検討というばかりではなくて、実際に事業費の増額についても、これはもう予算折衝になる

部分ですから、簡単にはいかないというふうに思いますけれども、実際それだけ人気の高い事業でありますから、そこら辺もしっかり受け止めて、協議をよろしくお願ひしたいというふうに思います。何か御答弁あればよろしくお願ひします。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 今議員から御質問いただいたとおり、なよろっぼい家づくりの会からの御要望をいただいでいて、新聞報道にもありました。子育て支援に対する加算ですとか、ゼロカーボン推進する地域産材の利用に関する加算といった加算項目の追加などについて要望をいただいでおります。こうした要望内容に加えまして、ゼロカーボンシティ宣言をした本市の施策の方向性などを踏まえて、予算枠を含め、今後さらに検討を進めてまいります。なので、延長含めた検討結果が固まりましたら、改めて御報告させていただきますので、御理解よろしくお願ひします。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) よろしくお願ひします。

次に、新築住宅、私もしつこいのです。5回目になります。この部分については、認識をお伺いしたいのですけれども、やはり現状市内の施工業者から大手のハウスメーカーのほうに実際に流れていっている。この部分に関しては、おのおの個人の資産形成でありますから、一概にこうだあだという話はできないというふうには認識はしています。しかしながら、この市内の施工業者ではなくて、市外の業者を利用されるというふうなことになる、これ正直な話、今1軒住宅を建てるのに3,000万円から3,300万円というふうにお聞きをしています。これを実際にハウスメーカーに行くと、何から何まで全部向こうでやるので、地元の企業が携わるといふ話は全然ないのです。したがって、この大きなお金、真水がそっくり域外に出ていくというふうなことになる

いるのだなと思います。それら含めて、やはり名寄、当然市内の施工業者に努力をいただいでいかなければならない部分はあると思います。ただ、この部分、営業等々いろんな部分でやはり大きさに違いがありますから、限りがあると思うけれども、市内の事業者も一生懸命頑張っているという状況でありますから、この辺の部分、この状況を踏まえてどのように考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 田畑産業振興室長。

○産業振興室長(田畑次郎君) 新築住宅に関して、相当時間をかけて塩田議員もこの件については関わってこられている、承知しております。また、その期間において市内事業者の施工の割合もだんだん下がってきているといったような状況も把握しておるところでございます。また、地域内循環ということでは、市内事業者にやっていただくことが名寄市内経済にとってはいいことであるということは私ども承知しておるのですが、一方で新築に対する支援ということで、どういう形が一番いいのだろうかということも考えたときに、やはり名寄の施工業者さんの建てる家のよさなんかを市内の皆さんが協力してといひましようか、そういったものをアピールするような、そんな取組も含めての中での、先ほど答弁させていただきましたが、業界団体の方が自主的に取り組むような、そういったことに対して支援をするといった形がいいのではないかと提案もさせていただいているところでありまして、そういったことについての業界の皆様からの御提案を期待しているところでございます。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 言われるとおり、実際に大手メーカーですと展示会やったりして、そしてその家のよさというのをお伝えをしながらというふうな部分あると思います。しかしながら、実際に名寄の施工業者に聞いてみると、そこに行ってはきました。そして、見積りというか、状況

を全部聞いて、それを持って市内の業者に来て、もしここでやってもらえるとしたらどうなのだろうと。実際材質だとか、設計というふうな部分についてはいろいろあるのでしょうかけれども、そういうふうなこともいろいろ相談をされて、そして提案をして、名寄の施工業者が施工したというケースもないわけではないのです。ですから、必ずしもそうではないという状況はあります。ただ、私が一番懸念をするというか、まずは1軒建てるのに携わる業者さん、1社ではないのです。当然電気設備、当然屋根というのは板金ですとか、いろんな多方面の人が要するに携わって1軒が出来るのです。したがって、いろんな方向の波及効果というのは、これは大なるものがあるというふうに思っていますし、やはり一番の部分は何せ域外にせっきやくの財を出さないで、域内でしっかり受けていただいて循環させるということが理想かもしれませんが、それは必要だと思うのです。ですから、そういうふうになるために何がインセンティブになるかというふうな部分でいえば、いろんな考え方あるでしょう。簡単に言えば、補助金出すと。この名寄市以外のところの近隣の市町村、全て持っています。ですから、そういうふうにしなさいと言っているわけではないのですけれども、やはり名寄の施工業者にお願いできるような、要するに環境、それはインセンティブもあると思うのです。早い話、200万円つけます、補助しますよという、やはり考え方変わると思うのです、具体的に言えば。ですから、そういうふうなことも含めて、市内の施工業者に依頼をしていただけるような、そういう仕組み。確かに業者間の部分でいろいろ用途はあると思うのですけれども、そんなに大きな部分でないがゆえに、なかなかそのところはうまくいかない部分かなというふうに思います。それこそこの住宅新築をする業者というのは限られた業者でありますけれども、皆さん一堂に会して同じような方向でこうやってやりますよ。では、どこが受けるのだとなると、

なかなか厳しいところもあり、難しい話になっていくのかなというふうに思います。ですから、そういうことばかりではないというふうに思っています。私が言いたいのは、いずれにしてもせっきやくの財、3,000万円、3,300万円というお金、これを名寄に落としてもらえるかどうかということです。落としてもらうことによって、それこそ事業者は経営の安定も図れるし、雇用の創出にもつながるし、人材育成もできていくという、そういうふうな相乗効果的なものは全てついて回る部分だというふうに思っていますから、そういうふうなことも含めて、これは恐らく言ったからってすぐ、ではやりましょうという話にはならないと思いますが、これまでしつこく5回やっていますから、しっかりと議論をしていただいて、いい方向で、いい回答をいただけるように要望して終わります。

そして、次ですけれども、人材育成の関係ですけれども、お話伺いました。いろいろ行政と、それから事業者と意見交換しているというふうな部分で、3回ほどしているというふうにあったのですけれども、私事業者の方とお話をすると、そういう機会つくってほしいのだよね、自分たちも積極的にやらないのもおかしい話とか、ちゃんと頑張らなければいけないのだけれどもというふうなことで、やはりそういうふうな部分で、まずどんな今の状況にあるのかという部分で情報共有するために意見交換も必要だと。そして、名寄には人材開発センターという人材を育成する機関ありますから、そこをどういうふうな形で連携協定、連携をしていく、強化をしていく、これができるのか。今後において大きな部分だというふうに思っていますので、その辺についてもう一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほど答弁させていただいたとおりです。

昨年から既に何回か協議をさせていただいてお

ります。担い手は地域で育てようということを旗印にやられるということで、先ほど例に挙げました産業まつりの、まずは子供たちに建設業ですとか土木業に関心を持っていただくということ。それから、この次は中学生の皆さんあたりに何か物づくり塾みたいなものをやれないかということ、そこを一つの例として人材開発センターの活用みたいなことも考えてありました。また、産業高校と名寄高校が統合されるに当たりまして、建築システムの学科がなくなることになるわけなのですけれども、これについては名寄高校でその技術は学べないですけれども、考え方としては、例えば小学校の頃に関心を持っていただいて、中学校になって物づくり塾で経験をし、そして高校に入ってから、その高校では学べないけれども、例えば卒業した後に専門的なところに行っていて、戻ってきてもらうような、そういう構想をお聞きしておりますので、そういったものを一つのパッケージみたいな形で御提案いただく中に我々もできる支援をしていくような、そんな形でこの名寄の子供たちが地域に残っていただけるような施策を連携しながら進めていければいいかなと思っていますところでございます。

○議長(東 千春議員) 塩田議員。

○14番(塩田昌彦議員) 先ほども答弁にあったように、この人材育成に関しての部分としては、中小企業振興条例の改正に伴う施行規則の改正で見直しはされました。それに伴って、この人材育成に関わる部分のメニュー、結構利用されていますよね。非常にいいことだというふうに思っています。これはこれとして、しっかりやはりいろんな審議会のメンバーの方たちも恐らく必要な部分これなのだろうというふうなことでメニュー化されてきた部分だというふうに認識はしますけれども、これは以降こういうふうに続けていっていただいて、人材育成を図ってほしいと。ただ、そればかりではなくて、それこそ事業者としっかり何が必要なのだと、どんなことがあればいいのかと

いうふうなことを、しっかりそこまで意見交換して、そしてそれこそ人材開発センターのほうでは、建設業者に携わっている方はそこの方ですから、そこも含めてしっかりとした育成体制を構築していただきたいというふうに思いますので、連携強化について頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと最後、公共事業に係る見通しという部分ですけれども、先ほど御答弁いただきまして、ああ、ありがとうございますと言いたいくらいの回答だったなというふうに思っています。

1つ、大項目2の小項目4、平準化に関わる部分、これに関わると思うので、併せて質問させていただきますけれども、やはりちょっと心配だなというのは、今実情、本当に公共事業に関わる部分としては先が見通せないという、そういうところが一番、恐らく私が言うよりも、皆さんが一番心配をしていらっしゃる部分なのかなと思います。これは、やはり発注するには、それこそしっかりとした体制を整えて入札をして、そしていい仕事をしてもらうというふうな流れになると思いますけれども、現状今年度もちょっと入札で厳しいところがあったりしているというところで、危惧するところは次年度以降、今年といってももうあと幾月もないので、次年度以降の話になるかと思うのですけれども、やはりこれ大丈夫なのかな、率直な部分としてあります。なかなか厳しい、厳しいというか、答弁も厳しいなというふうに思いますが、この部分についての考え方、大丈夫だという回答が一番うれしい話ですけれども、その辺について再度お聞かせいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 渡辺総務部長。

○総務部長(渡辺博史君) 考え方としては相当厳しいということで、議員と同じような意見でございまして。今年度につきましても、様々な面で難しい局面もあったというところでございます。今後、おっしゃるとおりしばらく不透明な状況続

くと思いますけれども、最新の情報をきちっとチェックしながら入札にも臨んでいきたいと思いますし、財政面でもとても厳しい状況ではございますけれども、今回の後期計画の議論の中でも財政面の話出ましたが、市内経済、そして市民生活を守るために、やっぱり健全な財政の維持が不可欠ですから、バランスの取れた財政運営、事業推進に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（東 千春議員） 塩田議員。

○14番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

いろんな場面でこの市内の中小企業の部分について関連して質問させていただいていますが、やはり事業、公共事業ってやはり大きいのです、社会を動かすという部分でいうと。この部分でいうと、一度にどさっと出ても対応できないというところありますから、しっかり平準化というのが一番大事だと思うので、この平準化されることによって市内の企業さんもしっかりとした将来の経営の道筋をつくっていけるというふうにつながっていくと思えますから、これらについてもしっかりと対応をお願いして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

児童虐待防止の推進について外1件を、五十嵐千絵議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目2点につき順次質問させていただきます。

11月は、児童虐待防止推進月間と定められ、

家庭や学校、地域等の社会全般にわたり児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関、団体等の協力を得て、期間中は児童虐待防止のための広報や啓発活動など、様々な取組が集中的に実施されてきました。本市においても、11月に児童虐待防止推進の街頭啓発活動を行っており、多くの市民の皆さんへの周知が図られていました。そのような中、厚生労働省が9月9日に公表した速報値によりますと、全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は令和3年度に過去最多の20万7,659件となりました。北海道新聞の11月6日の記事によりますと、道内の児童相談所でも児童虐待に関する相談対応件数は6,421件と過去最多となり、10年前と比べて約4倍に増加したとのことでした。

そこで、小項目1、本市における児童虐待防止対策の現状と課題、また北海道との連携と虐待を防ぐ取組の現状について伺います。

次に、小項目2、児童相談所虐待相談ダイヤル「189」の認知について伺います。児童虐待相談の対応件数が増加した背景には、昨今の社会的関心による周囲からの通報数の増加とも言われています。また、児童相談所虐待相談ダイヤル「189」の普及や街頭啓発運動により相談窓口が広く知られた結果、児童虐待に関する相談や通報に抵抗感が少なくなり、過去最多の相談件数になったとも捉えられています。本市の普及啓発の取組と認知の受け止めについてお知らせください。

次に、小項目3、市民や市内事業者との協働による見守りの可能性について伺います。第3期名寄市地域福祉計画の基本目標の2、みんなで参加する支援ネットワークづくりに関するところでは、町内会や民生委員児童委員、ボランティア団体や福祉施設、医療機関などとの連携など、住民相互のネットワークづくりが最も重要とされています。そこで、地域の見守り体制について、現状と課題についてお知らせください。

また、本市では幾つかの企業や団体との包括連

携協定を締結しています。一例として、現在名寄市内郵便局との協定を結び、住民サービス向上に関わることの中で見守りや情報提供していただいているとのことです。このようなよい取組に様々な市内の事業所が参加していただけることで、より安心、安全なまちになると考えますが、名寄市内郵便局との協定を結ぶに至った経緯や活動の状況等、包括連携協定を生かした取組について伺います。

続きまして、大項目2、ヤングケアラーの支援について伺います。ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるため、本年4月1日、厚生労働省はヤングケアラー支援体制強化支援事業実施要綱を制定しました。同日、北海道でも北海道ケアラー支援条例が施行され、ヤングケアラーについても明記されるなど、支援の動きが活発化しています。また、北海道では令和4年度の関連事業について3つの基本的施策として、1つ目に普及啓発の促進、2つ目にケアラーの早期発見及び相談の場の確保等、3つ目にケアラーを支援するための地域づくりを掲げています。令和3年第2回定例会の一般質問で一度ヤングケアラーの問題を取り上げさせていただき、当時の現状としては判断が難しい潜在的なヤングケアラーの把握には至っていないのが実態との御答弁をいただきました。ここ最近では、報道特集などで取り上げられることも多くなり、徐々に市民の認知も広がってきているのを実感しているところです。

そこで、小項目1、本市の現状の受け止めについて伺います。行政で把握している案件、または市民理解の受け止めなど、最近の状況についてお知らせください。

次に、小項目2、北海道や各関係機関との連携について伺います。本市では、子ども家庭総合支援拠点事業において要保護児童対策地域協議会の登録ケースを精査することでヤングケアラーの状況を確認し、支援が必要な家庭への相談や支援を実施してきていると伺っているところですが、具

体的な連携の流れについてお知らせください。

次に、小項目3、教育現場での早期発見への対応について伺います。ふだん子供たちと密接な関わりのある学校は、ヤングケアラーである可能性に最も気づきやすい場所といえます。ヤングケアラーを早期発見するためには、学校の協力は欠かせないものであると考えます。それぞれの学校では、どのような対策を取られているのかお知らせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(松田慎司君) ただいま五十嵐議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1、2、3及び大項目2の小項目1、2については私から、小項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、大項目1、児童虐待防止の推進について、小項目1、虐待を防ぐ取組の現状についてお答えをいたします。児童虐待相談による対応件数は、年々全国的に増加している状況でございます。本市におきましても、平成31年の子ども家庭総合支援拠点事業開始以来、毎年増加しており、虐待や虐待のおそれがある相談、通報による家庭や関係施設への訪問件数については、令和3年度で123件というふうになってございます。虐待を防ぐためには、困ったときに迷わず相談ができること、周辺で異変を感じたときに速やかに通報していただけることなどが虐待を未然に防ぐことにつながるため、そのための体制整備と周知が重要であると考えております。相談や通報により虐待のおそれがある場合は、児童相談所や関係機関と協議、連携をし、対応に当たってきているところです。また、子育てから一時的に離れ、リフレッシュが必要な場合には、ファミリー・サポート・センター事業や一時保育事業、昨年度から開始をしました子育て短期支援事業などの制度も有効に

活用いただけるよう努めているところです。

次に、小項目2、児童相談所虐待相談ダイヤル「189」の認知についてお答えをいたします。毎年11月が児童虐待防止推進月間と定められているため、要保護児童対策地域連絡協議会に所属をします関係機関や団体の協力を得て街頭啓発等の取組を実施してきているところです。児童相談所虐待相談ダイヤル「189」のリーフレットなどの配布、公共施設や関係施設に啓発ポスターを掲示していただくなど、普及啓発活動を行ってきているところです。その効果もあり、相談ができる場所や相談ダイヤルなどについてかなり浸透してきていると実感してきているところです。相談や通報に直接つながる取組になっていると考えておりますので、引き続き普及啓発に努めてまいります。

次に、小項目3、市民や市内の事業者との協働による見守りの可能性についてお答えをいたします。地域の見守り体制については、関係団体はもちろんのこと、近隣住民の方々や町内会、民生委員児童委員等からの情報提供により家庭訪問等へつながったケースがございます。また、本市では高齢者や障がい者、子供たちなどに異変を感じたときに通報をいただくなどの連携協定を締結している企業や団体もございます。市内の郵便局との包括連携協定は、配達等で市内を巡回することが多い郵便局員が道路の破損や不法投棄を発見できたり、郵便物配送の自宅訪問から子供の泣き声や異臭などの異変に気づくことができるなど、業務の特性を生かした見守りを行いたいとの提案を受けまして、見守りの内容について協議を重ね、包括連携協定を締結してきているところです。このような包括連携協定を締結できることは、本市としましても大きなメリットがあることから、今後におきましても企業や団体からの御提案を受けた際はしっかりと協議をし、協定の締結につなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、大項目2、ヤングケアラーの支援

について、小項目1、本市の現状の受け止めについてお答えをいたします。本年4月1日、北海道ケアラー支援条例が制定をされ、本市としましてはリーフレットを窓口を設置するなど、市民への周知や北海道主催のヤングケアラーに関する研修会に職員が参加をし、知識を学んできているところです。また、町内会や民生委員児童委員等からの情報提供によりヤングケアラーの可能性がある場合には、家庭訪問時にヤングケアラーについて説明を行っているところですが、今まで家事を手伝い、下の子の世話をよくする優しい子と言われていたケースが状況によってはヤングケアラーに該当するなど、これまでの認識との違いや家事の手伝いとケアラーの境界線との判断など苦慮しているのが現状です。ヤングケアラーについては、国や北海道においても対象者に向けてアンケート調査を実施するなど、今後支援に向けた取組が展開されてくるものと考えております。まずは、職員がケアラーに関する知識を学び、支援する体制を構築できるよう準備を進めたいと考えております。

次に、小項目の2、北海道や各関係機関との連携についてお答えをいたします。本市では、要保護児童対策地域連絡協議会の登録ケースの精査により、ヤングケアラーの可能性がある家庭については関係する学校等に通知をし、状況の確認や見守りをお願いしてきているところです。状況を把握した後は、環境の改善方策や支援内容等を検討し、内容によっては児童相談所へ通報する、助言を求めるなど、それぞれのケースに応じた対応を行っているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2の小項目3、教育現場での早期発見への対応についてお答えいたします。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや本人に自覚がないことなどにより表

面化しにくいことから、実態把握が難しい状況にあります。そのため、子供と接する時間が長く、日々の変化に気づきやすい学校は、ヤングケアラーを発見しやすい場であり、教育委員会では各学校に児童生徒一人一人の心身の状況を的確に把握し、組織的に適切な対応をするようお願いしているところです。具体的な取組としては、学級担任や養護教諭等により全ての児童生徒を対象とした健康観察や健康相談などを実施しております。また、定期的な教育相談を実施したり個別面談を行うなど、児童生徒がいつでも相談でき、相談内容に応じて適切な支援ができる校内体制の充実を図っております。また、本年度は各学校において教職員のヤングケアラーに対する理解に向け、道教委主催のヤングケアラー支援に係るオンデマンド研修を令和5年1月末までに市内全学校において実施することとしております。そのほか、旭川児童相談所等の主催のヤングケアラー研修会に教育委員会の職員が参加し、教育委員会内においても資料等の情報共有により支援の在り方などについて理解を深めているところです。

ヤングケアラーは、早期に発見し、支援につなげることが大変重要であります。このことから、教育委員会といたしましては引き続き学校にはこれまで以上に子供たちの危機のサインを見逃さずことなく、早期発見、早期対応に万全を期していただくようお願いするとともに、各学校が名寄市教育相談センターや各関係機関、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーなどと十分な連携を図り、不安や悩み、困り感等を抱えた子供たちに組織的、共同的に適切な対応ができるよう支援してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) それぞれ答弁いただきましたので、順次質問してまいりたいと思います。

まず、児童虐待防止対策の現状について伺いま

した。本市においても、相談や通報になってからの家庭への訪問件数だと思いますが、そちらのほうが令和3年度で123件ということで、年々増加しているということを伺いました。児童虐待と一くくりに言いますが、種類もたくさんありまして、例えば子供の前で家族に対して暴力を振るうような面前ドメスティックバイオレンスと言われるようなものですか、暴言を振るったりする心理的虐待という種類でしたり、あとは身体的に痛めつけるような身体的虐待、あとは育児放棄と言われるネグレクトですね、そのほかにもまた性的虐待なんかも最近では男女問わず小さいお子さんでも被害に遭われているという現状があると伺っております。

育児疲れからの虐待への対応としては、今行われているようなファミリー・サポート・センターや子育て支援短期事業などが大変有効な手段であるというふうに考えておりますし、またいつでも利用できるように体制を整えていらっしゃるということが分かっていますので、その辺に関してはとても名寄市としては安心材料になっているなと思っております。決算委員会のときもお話を伺ったのですが、子育て短期支援事業についてはニーズがあったけれども、たまたま実際の利用には至らなかったということでしたが、そういった体制がきちんと確立されているところで引き続き対応はお願いしたいと思います。

ただ、一方で育児疲れではない、先ほど言いましたような別の性的虐待ですか、そういったものに関しましては、なかなか市への相談というか、そういうのというのは直接来るものではないのではないかなと思いましたが、その辺でやはり児童相談所ですか警察へ直接連絡が行くようなことというのが多いのかなと思うのですけれども、その辺に関してお考えがどうですか、現在の状況としては。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（松田慎司君） いろいろな虐待の種類があるということは議員からおっしゃっていただきましたけれども、警察が介入するようなケースというのも当然ながら本市でもございます。毎年数字が警察署のほうからもいただいているところなのですけれども、昨年でございますと、令和3年度で警察が介入したケースというのが21件ほどあったということになってございます。その後、警察のほうから児童相談所へ通報した件数というのが、その内数になりますけれども、16件ほどあったというところになっております。これが全て児童相談所で今一時保護につながったかということまでは児童相談所から確認を取っていないので分かりませんが、直接警察に駆け込まれたりというようなケースも本市には少なからずあるというところで、私たちも認識をしているところです。いろいろ身体的虐待等を含めまして、心理的虐待等を含めまして、先ほど123回の訪問という数字になりますけれども、訪問で対応させていただいているというところになっていきます。児童数的には、御兄弟いたり1人のおうちであったりということでもありますので、世帯数についてはそこまで多くはないのですけれども、延べ数で訪問をさせていただいた件数が年々増えてきているという状況にあるというところでございます。

いずれにしても、こういった情報はいただきましたら、適切に我々も関係機関と児童相談所、警察含めて関係機関と対応してまいりますし、これからもこういった相談事あれば、きめ細かく対応していきたいという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 訪問回数が123回という延べ回数ということで、世帯数でいえばそんなには少なくないということで理解させていただきました。

性的虐待など、育児疲れとはまた違った、こう

いった児童虐待の場合は、やっぱり地域での見守りですか、そういったものも重要になってくるのではないかなというふうに気づかされる場所でもあります。また、もう一方で当事者である児童生徒に対しては、どういったことが虐待に当たるかなどの踏み込んだ教育というものが become 必要になるのではないかなというふうに考えております。子供たちにとっては、自分の身に起きていることを勇気を出して周りの人に相談するという力を養うことが必要でありますし、また小学校の低学年などにおいては何が虐待に当たるのか、何をされたらいけないことなのかということも考えることも必要ではないかなと思うのです。暴力行為や性的虐待なども他人からされてはならないことだという理解、それが本当に教育でも必要ではないかなと考えますが、学校においてそれを指導することの可能性などや取組などについて伺いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） まさに今議員おっしゃられたこと、教育の場においても非常に重要なことなのかなと思います。

虐待、さらには性的な虐待含めてのお話だと思いますけれども、これはあくまでも人権教育に関わってくるものなのかなというふうに思っておりますので、学校教育におきましては学習活動全ての中で人権教育を基礎としてやっておりますので、そういったところで学校の中でも教育のほうを行わせて、学習のほうを行わせていただきたいというふうに思っております。

それともう一つは、困っているときに自分から発信できる力というのが非常に重要になってきておりますので、SOSを発信するというところを今非常にそこに力を入れながら学校現場のほうでも対応させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 学校のほうでは、人

権教育という中で、そういった子供の助けを求めよう力とかについても教育をしていただいているということで理解させていただきました。なかなか子供がそこら辺を勇気を出して言うというのは、こちらの受皿のほうに来ていいよという体制が整っていないと、なかなか相談しにくいのかなと思っていましたので、名寄市の学校のほうではそういった取組がしっかりなされているということで確認させていただきました。

児童相談所虐待相談ダイヤルの「189」についてなのですけれども、今のところはそういったリーフレットの配布やポスター掲示などを行って、公共施設などにも貼っているということで、一応その認知が進んでいるという受け止めだったと思います。やっぱりその認知が高まったおかげで、先ほどの新聞の中でも相談対応件数が増えているというお話が出ていたのですけれども、認知が増えたことによって、相談が増えたからこの数字になっているということだったと思います。認知度が高いといっても、まだ中身について、「189」にかけるとどこにつながって、どうなるのかというところまではあまり浸透していないという実感を持っているのですけれども、例えば簡単に、虐待を確実に見なくても、ちょっとした不安でもかけていいよということになっていると思うのです。ただ、そこら辺がまだ伝わっていないというふうに最近思ったところなので、そこら辺もうちょっと詳しく周知できたらいいのではないかなと思いました。「189」にかけると、最寄りの児童相談所につながるということでしたので、名寄市でいくと旭川の児童相談所にかかるということで認識していますが、そちらにかかった場合、すぐ名寄市への対応の連携というのが取れているかどうかについて、もう一度確認したいと思います。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(松田慎司君) 「1

89」のダイヤルについてということですが、今議員おっしゃっていただいたとおり、それぞれ全国的に「189」にかければ最寄りの児童相談所につながるということになってございます。名寄については、先ほども議員おっしゃられたとおり旭川の児童相談所にかかるということになってございます。当然旭川児童相談所では、どこからかけてきたのかというような聞き取りをさせていただいている中で、名寄市ということが分かれば、すぐ名寄市役所のほうに通報が取れる体制は整ってございます。内容を児童相談所のほうで聞き取るわけなのですけれども、電話が来たということでも我々のほうに一報いただくことになってございますので、その後当然うちの担当ケースという場合もございますので、そこについては電話でそういうことがあったということあれば連携をして進めさせていただいているというところになってございます。「189」の周知できていますというような答弁させていただきましたけれども、そう言っても全市民が知っていると言われるそうではないなというふうにも思っております。毎年11月の街頭啓発でポケットティッシュ等を配りながら、リーフレットも配りながら「189」の宣伝はさせていただいていますけれども、まだまだその「189」が児童相談所につながるというような認識をお持ちの方は、もしかすると多くないのかもしれないので、引き続きそういったところにつながって相談ができるよというような周知については拡充をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 「189」、一応進んでいるとはいえ、まだ普及は進んでいないという認識ということで理解いたしました。

この番号について、学校のほうでは周知は進んでいるのでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） しっかりここが周知されているかどうかというのは、今松田室長と同じことなのかなというふうに思っています。先ほど室長のほうからも街頭啓発等で周知を深めていきたいということでございましたので、学校現場としても改めてそこについては各部と連携しながら取組を進めていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） では、そのようをお願いしたいと思います。

啓発活動というのは、多過ぎるということはないと思いますので、いろいろなアプローチがあれば届く層というのにも広がりが生まれてくるのではないかなと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

小項目3にまず移らせていただきます。市民や市内事業者との協働による見守りの可能性についてのところなのですが、地域住民や町内会、民生委員児童委員さん、また主任児童委員さんなど、そういった方々の情報提供で家庭訪問も行われているということをお伺いしました。さきの名寄市の総合計画（第2次）の後期基本計画審議も行われましたし、あと一般質問でも市民主体のまちづくりの推進についてというところで何度か議論が上がっていたのが、町内会の課題として上がっていた高齢化や固定化、役員の担い手不足、加入率の低下などがありました。そういったところで、民生委員児童委員さんについても定員があると思うのですが、それぞれの地区によってそれぞれに配置されていますが、今後担い手不足に陥る可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 民生委員のことでしたので、私のほうからお答えさせていただければというふうに思います。

先般、今年度改選期ということで、12月1日に市長のほうからそれぞれの新しい民生委員児童

委員の皆様にご依頼のほうを交付させていただいているところでございますが、市長からも昨日答弁ございましたように、町内会単位で御推薦をいただきながら民生委員さん引き受けていただいているということで、かなりの長きにわたって御苦労いただいたりだとか、それぞれ地域の中で工夫されて、町内会長さん自ら民生委員さん引き受けていただいている方もいらっしゃるって、本当に頭の下がる思いでございます。

今後どのような形でというようなことについての御質問だったかというふうに思いますが、部内はもとより、民生委員さんの推薦協議会というのもございますので、その中でまた今後に向けての議論をしながら、よりよい形で選出されることだとか、あと全道的に多分そういう事例があって、たしか道内の新聞にも、札幌市あたりでもかなり困っていらっしゃるというようなことを拝見した記憶がございますので、情報を集めながら今後に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） 民生委員児童委員さんに関しましては、本当に第一線で一番身近なところで地域の見守りの担い手としてやっていただいていると思います。ですが、おっしゃられたように、今なり手不足ですとか、何年も続けていらっしゃるっしょったり、また高齢化でもありまして、今後個々の負担をなるべく減らしていくことも考えていかなくはいけないのではないかなというふうに思ったところでしたので、そういったときに、では誰がその代わりに担ってくれるのかということを考えてときに、例えば昨日もおっしゃられていたと思うのですけれども、今単身世帯や共働き世帯が増えているから世帯数は増えているというお話だったと思うのですけれども、その方たちは仕事をしていて日中いないから、例えば見守りですとか町内会の行事に参加できないというお話もあるのではないかなと思ったのですけれども、

それが例えば働いているわけですから、企業としてひとつ地域のそういう活動に参加していけるような取組があれば、その方たちも企業単位で地域のそういった見守りとかにも協力ができないかなというふうにも考えたのです。そういった意味で、先ほどそれと併せて包括連携協定の話も伺ったのは、包括連携協定はきつといろんなものを包括して協定を結ばれていて、その中で見守りですとか、例えば郵便局でいうと配達業務があるから、ふだんの道路の状況ですとか、また気づき、自宅の様子が分かったりするから通報、見守りのところまでしていただけるということもあると思うのですけれども、やっぱり企業の力、そういったものも協力していただくということはできるのかどうかお伺いしたいと思うのですが。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(松田慎司君) 包括連携協定ということでの御質問かと思うのですけれども、包括連携協定、大きく郵便局がやっているのは、全市内的にいろいろ気づいていただけるような業務体系であるということもあって、郵便局のほうから御提案をいただいて、名寄市としても非常にメリットが大きいということで結ばせている協定になってございます。それ以外にも、実は個々にそういった協定を各部署で結んでいるケースもございまして、そこについてはそれぞれの特化した形での協定で結ばれている部分があるのかなと思っています。

福祉サイドになりますけれども、我々の福祉部門でいけば、地域見守りネットワーク事業という、主には高齢者や障がい者の見守りをする協定を市内の事業者に、今は20以上協定を結ばせていただいて、郵便局と同じように自宅を訪問した際ですとか、通常業務上、何か気づきがあった場合についてはお知らせをいただいて、御自宅の状況を把握していくというような取組はさせていただいております。子供の部分で少し特化したような

協定というのは今結んではいけないのですけれども、この福祉サイドでやっています地域見守りネットワークというのは高齢者、障がい者だけに限らず、こういった子供の家庭についても同じような形で見守っていけるかなというふうにも思っていますので、ここは少し内部で検討をしながら、ここの協定を少し子供の部分についても見守っていけるような内容で、相手の協定者、事業者側もあることですので、少しお話をさせていただきながら、改善といいますか、拡充といいますか、そこに向けた検討はしていきたいなというふうに思っています。

包括連携については、いろいろな部署、いろいろな名寄市に関わる部分のイベント事ですとかPR事ですとか、そういったものも含めての大きな包括連携がありますので、そちらも少し活用、中身も見させていただきながら活用できるものはしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 包括連携協定だと、そういった市のPRですとか、そういったものも含まれるということで、ちょっと幅が広い分野でなさっているのだなということが分かりました。その中で、例えば今もその連携協定に入っている項目の中で見守りですとか入っているところもあると思いますので、その辺でまた連携を結んだ後もさらに例えば、では11月の期間だけ「189」の何か啓発をしてもらえるようお願いできませんかとか、そういった上乘せした取組なんかをしていただけたらいいかなと思いました。

先ほどおっしゃっていましたように、個々に各部署で特化した形の連携協定を結ばれているということで、福祉のほうでは地域見守りネットワーク事業で、そちらのほうでも子供を含めた内容でできるかもしれないというような検討をしていただけるということで大変うれしく思いますので、ぜひよろしくお願したいと思います。

民間の方がいろいろ連携協定結ばれていて、市内事業者さんたちも参加されているということなのですが、企業側の感覚からお話しさせていただくと、できれば市にお手伝いしたいなと思っている業者さんって何件か聞いているというのがありますし、そういう企業を聞いているのですけれども、どういったお手伝いを市が求めているのかについては、なかなか分からないというお話を伺っています。そういったときに、行政側から、例えばピンポイントにこの企業さんにこれ手伝ってよというのは、やはりなかなかお願いするのは難しいのかなというのは感じたのです。それで、もしよければ、行政側が今何をしてもらいたいのかとか企業側が手伝える分野、こういったものを手伝ってもらえるとうれしいのですということを、例えば行政側はホームページなどでオープンにいただければ、その部分について、うちの会社だったらこれ手伝えるという、見守りもそうですけれども、そういった部分で、では協力できるよという事業者さんって市内にもたくさんいらっしゃると思うので、そういったことを企業が名のりを上げやすくするような仕組みをつくっていただくことができないか、総務部長、お願いします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 議員から御提言いただきました。

それぞれ私どものほうも防災だとかいろんなところで、この間もコマツカスタマーサポートさんですとか協定を結んでいるところでありまして、あとは地域貢献なんかでいろんな業者さんに公共施設の部分でいろいろ清掃ですとか、そういう活動をしていただいているというところもございませう。今御提言のあった企業様のほうから手を挙げやすいような取組についても内部で議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） ありがとうございます。

見守りに関しては、例えば先ほど言ったような配達業者ですとか新聞業者ですとか、そういったこともあると思うのですけれども、例えば灯油を配達するようなどころなんかでも意外と市内をぐるぐる回ったりして、異変に気づきやすい環境というのはあるのです。そういったところもどうやって、では市にお手伝いしますよと言っていいのかということも分からないということもありましたので、ぜひこういう見守りしていただける会社募集していますみたいなのがあったらうれしいなと思いましたので、よろしくをお願いします。

では次に、大項目2のほうに移らせていただきたいと思います。小項目1と2について一括して再質問させていただきたいと思います。令和4年4月に、先ほども言ったのですけれども、厚労省のほうでヤングケアラーの支援体制強化事業実施要綱というものが制定されたのと同時に、北海道でもケアラー支援条例が施行されたということで、研修会なども活発化されてきているということが伺えました。北海道でも研修会、職員が参加するような研修会ですとか、窓口にリーフレットを置くなど、いろいろと確認させていただいたところですが、現状では情報提供があっても、そのお手伝いとヤングケアラーとの境目にやはり苦慮しているというお話だったと思います。

その中で、先ほど北海道のほうで令和4年度の関連事業というところで3つ、ケアラーを効果的に進めていくための3つの事業ということで普及啓発の促進、これは今現在進められているということを確認させていただきました。あと、ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等、これも学校も含め、そういった相談の場というものが今そういう体制が整えられているということを確認しました。もう一つ、最後にケアラーを支援するための地域づくりというもの、こちらが基本施策として上げられているのですけれども、それに関して、これから名寄市でどのように進められていけるのか。これから必要なことについては何かという

ことをお尋ねしたいと思います。

○議長(東 千春議員) 松田こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長(松田慎司君) ケアラーの関連する3つの柱ということでの御質問かと思いますが、北海道のほうでは今年4月1日から北海道のケアラー支援条例というのを施行しているところになりますけれども、その施行に併せましてケアラー支援を総合的に推進する目的ということで、北海道ケアラー支援推進計画、仮称ですけれども、こちらの策定を今進めているというところで伺っております。現在道民に対するパブリックコメントということで、11月28日から今月の末ぐらいまでを意見募集期間ということで、パブリックコメントを実施しているところです。その中でもこの3本の柱ということの推進計画をのせてきているところですし、北海道としてはこの推進計画をつくる意義として市町村が自ら取り組むに当たっての参考になる指標を示したいというような内容でこの推進計画をつくっているところでもございます。本市としては、この推進計画もそうなのですけれども、ここの部分の、来年から施行ということになるかと思っておりますけれども、この計画の内容も中身を十分に見ながら、北海道の支援に合わせた形で何が取り組めるのかということは今後研究していかなければならないなというふうに実は思っています。

先ほど御質問のあったケアラーを支援するための地域づくりという3つ目の項目でいくと、実は現在北海道ではヤングケアラーに関しますコーディネート事業ということで、北海道内にある児童養護施設に対して委託事業を行っていて、ケアラーに対する支援だったり研修だったり啓発だったりという取組をしているところでございます。上川に関しましては、お隣の美深町さんになりますけれども、美深町さんにある養護施設、美深育成園さんのほうに事業の委託を出しております、そこでケアラーに関する推進に向けた事業の展開

をしていただいているところになっていきます。先日も、10月ですか、その事業委託を受けている育成園さんと北海道主催によるケアラー研修会が、旭川なのですけれども、旭川で開催されております、うちの福祉部局の職員もそうなのですけれども、教育委員会の先生方も出席をしていただいているということで、こういった部分を委託事業の中で進めておりました、ここで地域づくりについてのノウハウといいますか、地域づくりに何が必要かということ北海道中心にやられているということですので、我々としてもそこに積極的に参加をして、この推進計画も精査させていただきながら次に向けての検討、研究していきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長(東 千春議員) 五十嵐議員。

○7番(五十嵐千絵議員) 美深の育成園さんのほうが事業を受け持っているヤングケアラーコーディネート事業、こちらのほうでケアラー推進に向けた研修会なども行われているということでお伺いいたしました。このケアラーを支援するための地域づくりということなので、やはりまた地域のことが出てきてしまうのですけれども、例えば地域となると町内会もそうですが、地域連絡協議会、学校もそうですね、コミュニティ・スクールですとか、そういった地域の見守り、そういったものもやはり大事になっていくのかなと実感したところなのですが、前回、令和3年度の決算審査のときに教育長のお言葉の中で、社会総がかりで子供たちを育てていくことが大事だというふうにおっしゃっていらっしゃったのです。それがすごく胸にぐさっと、ああ、すごくいい言葉で、何か子供を真ん中に据えてみんなで育てていく、そういった体制をつくっていかれるのだろうかというふうにお伺いしたところなのですが、その辺教育長のお考えをお聞きできればと思います。

○議長(東 千春議員) 岸教育長。

○教育長(岸 小夜子君) その社会総がかりで子供たちを育てるということですが、かつ

ての地域の状況と今の状況を考えると、やはり少子高齢化ですとか、それから地域社会の中で人間関係が希薄になってきていると。そういう状況の中で、どうしても子供を育てている方が孤立化しやすいという傾向もあるのではないかと思います。それから、一方で学校はいろいろな〇〇教育がとも増えているのです。そういう中でも学校もパンク状態というような中で、今の状況の中でやはりみんな子供を真ん中に据えて、それぞれの立場で子供を育てていきたいと思いますという今時代ではないかなというふうに私自身は考えているところです。

そういう中で、学校の中に運営協議会を置くコミュニティ・スクールができたり、学校サイドでいいますと。そして、それを応援する社会教育サイドでは、地域学校協働本部というのでできたりしているわけです。そして、一方では長くから活動してきている町内会活動ですとか公民館活動ですとか、様々な地域の活動もあるのかと思います。ところが、ここにきてそれらがやはりばらばらで動いていると、なかなか力が発揮できないので、この間ずっと地域づくりということが議員の皆様方からも出てきていますので、包摂する、みんなで包み込むという言葉、それから参加する、そして総合的に考えていく。そして、その中で誰一人も取り残さない。そういうようなやはり時代の流れなのではないかなというふうに私自身は思っていますので、関係部局の方々と連携し、横断的、総合的に、私は教育ですけれども、そこからみんな力で合わせて未来を担う子供たちを育てていきたいなというような思いでいるところでございます。

よろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（東 千春議員） 五十嵐議員。

○7番（五十嵐千絵議員） とても分かりやすく、胸にくるようなお話をいただきました。

教育長のおっしゃるとおりで、その立場、立場の人たちができる範囲で、いろいろな部分で関わ

っていかなくては、この地域でのことというのは成り立っていかないのだなというふう感じたところでありまして、先ほども言ったとおり町内会ですとか、そういったボランティア活動ですとか、そういうのに直接参加できない人でも、例えば企業側からとして参加するとか、それぞれ合った形で地域に交わっていけるような仕組みづくりというのが大事なのだなというふうに感じました。

教育長言われたとおり、学校現場というのが大変今いろいろな意味でいろいろなことに携わらなくてはいけないという大変な状況だなというふうに感じています。

それで、続きまして教育現場での早期発見への対応というところで、まさに授業もしなくてはいけないですし、子供たちのケアもしなければいけないということで、今本当に大変なことなのだろうなと思っています。ですが、やはり日頃子供と一番接していただけるのが教育現場ということもありますので、やはり教育現場での対応というのが重要であるというふうに考えております。

先ほど教育現場での対応ということでは、教師のオンデマンド研修なんかもこれから来月までには終わるということ。あとは、先ほどおっしゃっていたのが心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーとの連携、そういったところで今までも、スクールソーシャルワーカーに関しては今年度からだと思っておりますけれども、そういうふうきめ細やかな対応をしていただいているということで納得させていただきました。

そんな中で、先ほどから気になっていた先生方ですね、先生方もヤングケアラーに対してですとか、先ほどの児童虐待に関してもそうですけれども、先生方ももしかしたらそういった悩みというのを、これは言っているものなのかとか、そういった判断が迷ったりですとか、相談をしたい立場にあるのではないかなというふうに考えたのですけれども、そういったところでスクールソーシャルワーカーの役割についてお聞かせ願いたいと思

います。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 先ほどの答弁でもありましたとおり、ヤングケアラーってすごく家庭内のことで問題が表に出にくいことですかあって、先生方ももしかしたらと疑うところもあるかもしれないですけども、いやいやというところもあるかもしれないということだったと思います。

そういったことで、今スクールソーシャルワーカー、今年度から配置させていただいておまして、本当にいろいろな、かなり複雑化している問題に対して専門的な知見をお持ちの方、こういったスクールソーシャルワーカーの方がそこに入ってくださいことによって、相当先生方も相談体制が充実してきているかなというふうに思いますし、それもしやすい方なので、非常にありがたい存在になっているのかなというふうに思っているところでございます。引き続きスクールソーシャルワーカーの方には、そういった面で学校も支援していただきたいと思っておりますし、保護者の方含めていろいろな対応をより一層深めていければなというように思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 以上で五十嵐千絵議員の質問を終わります。

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について外3件を、高橋伸典議員。

○13番(高橋伸典議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大きい項目1項目め、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について。地球温暖化や激甚化、頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題の取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けてさらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな役割を占める学校

施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校、エコスクール事業が行われております。この事業は、エコスクール・プラス、エコスクールパイロット・モデル事業として文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携、協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際、関係省庁より補助事業の優先選択など支援を受けることができ、令和4年からは地域脱炭素ロードマップ、国・地方脱炭素実現会議に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し文部科学省から単価加算措置8%の支援が行われており、平成26年から249校の認定を受けております。この事業のタイプには、新增設や大規模な改築のほかにも省エネルギー、省資源としては、例えば教室の窓を二重窓サッシにする等々の部分的な事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた、二重窓にして省エネ効果を測定した結果、夏場は38%、冬場は27%の電力の削減ができ、コスト面でも13年で回収し、設置後20年で800万円の導入効果があったそうであります。カーボンニュートラルの達成及びSDGs等の環境教育の充実に向けたエコスクール・プラス学校施設のZEB化等の活用が非常に有効であると思われま。

そこで、新築や、これから建つ名寄中学校や増築といった大規模事業だけでなく、LEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業もしっかりと周知を行い、まずはできるところから取り組む自治体、学校を増やしていくことが大変重要であると思っております。エコスクール・プラス学校施設のZEB化の推進・活用等について、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、新型コロナウイルス感染予防対策についてであります。10月28日現在、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス船の乗船者

含め、累計2,450万3,839人の国内の新型コロナウイルス感染者がしました。1週間の新規感染者は69万8,274人で、前週59万3,113人から10万5,261人増えた状況にあります。

琉球大学大学院、山本和子教授は、北海道など寒冷地から急拡大したことを考えると、気温と湿度が関係するのではないかと考え、気温が下がると感染持続時間が伸び、湿度が40%以上を保たなくなると感染が一気に広がってしまいます。寒さで換気がおろそかになりがちになるのも一因だろう。ただ、国民の20%強が既に感染している免疫を獲得していると推測され、また高齢者のワクチン接種率も高いため、重症化しやすい人は減っています。どうすれば感染リスクを下げることができるのか。一番の方法は、飛沫を飛ばす人に近寄らないこと。ワクチン接種の意義は、60歳以上の3回接種した人は未接種の人と比べ重症化リスク、入院リスク、死亡リスクがいずれも5分の1に減る。ワクチン接種イコール感染予防とは言えないが、肺炎に進展したり亡くなったりするリスクが格段に減ることはワクチン接種の最も重要な効果であります。健康な若い人の場合、接種や感染の経験があると再びウイルスが体内に入ってきて、記憶細胞が増えて抗体ができるため、ワクチンを繰り返し打つことが望ましいとされています。そこで、2点についてお伺いをいたします。

小さい項目1個目、新型コロナウイルス感染の第8波が迫る中、既に全国で保育所、小学校、中学校では学年閉鎖、学校閉鎖が出始めております。名寄市の感染予防対策の状況と取組についてお尋ねをいたします。

2つ目、冬になり換気対策が難しくなる中、山本和子教授が未接種の人と比べ重症化リスクと入院リスク、死亡リスクがいずれも5分の1になると言われ、小児においても中等症、重等症の例が確認されている。子供たちの未接種が今回の小中学校の感染拡大と言われております。教育委員会の今後のワクチンの接種の対策について理事者の

御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、マイナンバーカードの普及対策についてお尋ねをいたします。総務省では、デジタル・ガバメント実行計画において自治体情報システムの標準化、共通化、オンライン化でデジタル化を進めるためや、2024年秋、現行の健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードと一体化させるマイナ保険証に切り替える方針を打ち出されました。本市では、夜間窓口の設置と普及体制強化を打ち出されるところであります。

全国で10月末時点、51.1%の普及率になっております。2014年から取組を始めた宮崎県都城市は86%と、都城方式、ワンストップ、独自の特典で普及に努め、鹿沼市では1,000円のクオカード配付を行い、新潟県ではGo To イートの特典を与え普及を進めております。鳥取県米子市では、9月からマイナンバーカードラッピングカーを病院、ショッピングセンター、イベント会場で申請用紙を用意し、車の中で写真撮影を行い、ワンストップで対応をしております。本市のマイナンバーカード普及への今後の対策について、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目4つ目、棺おけ運搬車、リフター導入についてであります。現在日本では少子高齢化が進み、生活環境、社会生活の変化により、核家族化や高齢者が子供に迷惑をかけたくない、父母や独り暮らしをする家族が増えております。また、独り暮らしの方は町内会との関わりを控える方々が大変増えているようであります。

先日、夫婦の両方が障がい者家族で、自宅で御主人が亡くなってしまいました。親戚や子供もおらず、御主人は体が大きかったため、出棺の際、大変な思いをされたようであります。

そこで、他市町村でも少子高齢化、高齢化率向上のために導入が進められております、霊柩車から直接リフターを使い、棺おけを載せて移動する機械があります。高齢化率40%、少子高齢化、核家族化、独り暮らしの家庭構成が増えている中、

リフター導入の理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 高橋議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は健康福祉部長から、大項目3及び大項目4は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、大項目1、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について、小項目1、エコスクール・プラスとZEB化事業の推進・活用についてお答えいたします。学校施設においては、環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するとともに、未来を担う子供たち、さらには地域の住民が環境問題を身近に感じられるような工夫を行うことが重要であることから、平成24年6月に閣議決定された環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針において、環境を考慮した学校施設、いわゆるエコスクールの整備の充実の重要性などが盛り込まれました。こうした状況を踏まえ、国では文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携、協力して、学校設置者がエコスクールとして整備する学校をエコスクール・プラスとして認定し、認定を受けた学校が学校施設の整備を実施する際に太陽光発電型、省エネルギー・省資源型、木材利用型などの事業タイプから選択したり組み合わせたりして将来的にZEBが達成できる計画であれば、文科省や各関係省庁より支援措置の単価加算や補助事業の優先採択などの支援を受けることができる事業が展開されており、教育委員会としても承知しているところです。

本市は、これから名寄中学校の改築に係る基本設計及び実施設計を進めてまいりますが、これら設計を検討していく際には安全で快適な学習空間の確保、多様な学習内容に対応できる学校施設の整備とともに、名寄市ゼロカーボンシティ宣言の

下、エコスクールや学校施設のZEB化も念頭に、環境負荷の低減を図れるような学校施設の整備についても併せて検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 私からは、大項目2、新型コロナウイルス感染予防対策についてお答えいたします。

最初に、小項目1、感染予防対策の状況と取組について申し上げます。感染症法施行規則の改正に基づき、本年9月26日から新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象が65歳以上の方や入院を要する方などに限定され、北海道においても陽性者については総数及び年代別の患者数と医療機関別所在地の内訳での発表に変更されております。これまでのように、名寄市民の新規陽性者数という形で公表されるものがないため、市内の感染状況の詳細が見えづらいものとなっておりますが、議員がおっしゃるとおり市内小中学校等での学校、学年閉鎖が発生していることから、名寄市内におきましても第8波の影響が出始めているものと思われまます。

北海道内の新規陽性者数は、10月下旬から11月にかけて人口10万人当たり全国最多となり、病床使用率の増加傾向が続くなど、感染状況は再拡大の局面に入った状況にあると報告されております。北海道は、基本的な感染防止行動の徹底やワクチン接種の速やかな検討など、道民に対して感染予防の取組の強化について周知しております。

本市の対策といたしましても、3つの密、密閉、密集、密接の回避、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生など、基本的な感染防止対策や冬期に向けた感染防止対策として窓の開け方を工夫するなどの換気対策を含め、感染防止対策の徹底を呼びかけております。また、11月29日からの市内の感染予防対策として、市内小中学校の学校、学級閉鎖等の情報を名寄市公式ラインで公表するこ

といたしました。冬期間は、通常でもインフルエンザなどの感染症が流行する時期ですので、より一層の感染予防対策について市民の皆様にご協力いただけるよう情報発信等に努めてまいります。

次に、小項目2、今後のワクチン接種対策について申し上げます。5歳から11歳の小児のワクチン接種につきましては、令和4年9月より3回目の追加接種が可能となり、名寄市では市立総合病院のワクチン外来で接種を行っております。12月13日現在、初回接種1、2回目を終えた方が305人、3回目接種を終えた方が17人となっております。令和4年10月から開始されましたオミクロン株対応2価ワクチンの接種は、初回接種を終え、前回接種から3か月以上を経過した12歳以上の方が対象とされており、12歳以上の小中学生については保護者同伴の下、集団接種会場にて接種を受けていただいております。12月13日現在、12歳から15歳の方の3回目接種を終えた方が491人、4回目接種を終えた方は173人となっております。

国は、年末年始の流行期に備え、ワクチン接種時期が到来している方には早めのワクチン接種を検討するように周知しております。本市の集団接種会場は、12月21日で年内の日程を終了する予定でございます。1月以降の接種につきましては、日程、人数ともに限定しての実施となりますので、接種を希望される方には年内日程での接種をお願いしております。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児、児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等については、本年9月6日付で文部科学省、厚生労働省、内閣府の各担当室及び担当課から連名で事務連絡が発出されております。その中においても、5歳以上11歳以下の方々へも接種への努力義務が適用されることとなりましたが、接種はあくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものに変わりはないため、事実上の強制となることがないように引き

続き留意すべきと記されております。そのため、本市におきましても、ワクチン接種が強制とならないよう配慮しながら、ワクチンの重症化予防効果などについて情報発信に努めてまいります。また、教育委員会においては、ワクチン接種に向けた北海道作成などのチラシやリーフレットを各学校に配付し、児童生徒や保護者への周知に努めるとともに、健康福祉部と連携して保育所なども足並みをそろえながらワクチン接種に向けた周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは、大項目3、マイナンバーカードの普及対策について及び大項目4、棺おけ運搬車の導入についてお答えいたします。

最初に、大項目3、マイナンバーカードの普及対策について、小項目1、普及への今後の対応策についてお答えいたします。本市におけるマイナンバーカードの交付率は、11月末現在で52.2%であり、全国平均を1.7ポイント下回っている状況となっております。本市のカード交付率の拡大に向けた今月からの取組といたしまして、夜間と休日にカードに関する臨時窓口を開設し、平日では窓口にお越しいただけない方に対しまして、交付手続のほか、マイナポイントの申請支援などを行っているところでございます。また、これまでの取組といたしまして、国のPR動画を利用したサイネージパネルや広報紙、ホームページ、新聞広告、ラインなどを活用しながら、カード取得促進のための市民周知を実施しているほか、市内の携帯ショップにおきましてカードやポイントの申請に関する支援をしていただくなど、各社企業とも連携をしながら普及促進に努めているところでございます。今後国と連携した取組を進めていく中で市内での施策も充実させていきながら、市民の皆様がカードを持ってよかったと思っただけの取組を進めてまいります。

続きまして、大項目4、棺おけ運搬車の導入についてお答えをいたします。火葬場において、霊柩車からひつぎの台車に載せ替える際に、高さの調整のできるリフターがあればスムーズなのではないかとの御意見と考えております。現場の対応状況といたしましては、御遺族に若い方がいらっしゃる場合、ひつぎの積替えに御協力をいただくこともございますが、御遺族が御高齢であるなどの場合は火葬従事者と葬儀会社のスタッフで積替えを行っております。火葬場の玄関には、現在段差があることから、例えば電動のキャスター付昇降機を導入し、霊柩車から移し替えたとしても、この昇降機から火葬炉まで運搬するひつぎの台車には人力で積替えすることとなり、労力の軽減につなげることは難しいと考えております。現状においても、当該機器を購入する考えはありませんが、今後も御遺族に負担をかけない対応を心がけて運営してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) 大変ありがとうございました。

取りあえず順に再質問をさせていただきます。

小学校、中学校、学校教育では2002年にESDといいまして、持続可能な開発のための教育、日本発で新たな教育理念が提唱されて、2004年、環境教育推進法が施行されました。2015年にはこども環境白書も改正され、本格的な教育現場で環境教育がスタートしております。学校では、環境教育に関わる学習の充実が図られたり、現在の学習指導要領では道徳教育の目標の一つとして環境保全への貢献を掲げ、総合的な学習時間をはじめ、多数この教科で環境教育の推進が今うたわれているというふうにお聞きをしておりますし、名寄市の小中学生もそのように進められているのではないかなというふうに思っております。

先ほど木村部長は、このエコスクール・プラス

を推進していくということで、推進していくというか、名寄中学校でも考えてみるということではなかったので、私も大変難しい部分だったものですから、勉強させていただきましたので、共々勉強していきたいなというふうに、この時間を使わせていただきたいなと思います。

平成21年に私がスクール・ニューディール政策ということで、国の予算を使いまして名寄小学校に太陽光発電をつけて、各小学校には電子黒板と、クラスには電子テレビをつけさせていただいて、そこから学校教育でこの環境教育がスタートしたというふうに考えています。その中で、今回校舎のエコ化ということで大々的に取り沙汰されています。本当、調べてみると、北海道では先ほど木村部長が言ったように、当別町の義務教育学校では太陽光とその他の新エネルギー活用型、そしてほとんどのところが使っている省エネルギー・省資源型が当別町では使われているのです。あと札幌は、ほとんど省エネルギー・省資源型が主な部分であります。そして、こちら辺の部分では、今言った当別町、そして枝幸の認定こども園が省エネルギー・省資源型プラス地元の木材を使った木材利用型にしています。そして、もう一校は旭川です。旭川の千代田小学校が先ほど皆さんと同じく省エネルギー・省資源型。やっぱり北海道は太陽光をやると、夏場はいいのですけれども、冬場全く発電できないという部分がありますので、皆さん太陽光は使っていないくて、省エネルギー・省資源型を採用されているところが非常に多かったです。

その省資源型というのが高断熱化、日射遮蔽式だとか自然換気、昼光利用、太陽の熱を直接入れる方法だとかという部分が、プラスその中の効率のいい空調だとか効率のいい空気変換機、そして効率のいい照明、そして効率のいい給湯器を使って電力を削減しているという部分みたいなのです。そして、ここで言っている部分では、非常に多いのが、どうすれば電気や何かを削減できるかとい

う部分でやっていますけれども、病院の場合、一番使っているのが電気と空調、事務所だとか学校と家庭は空調と電気が半分以上使っています。このZEB化というのは、省エネ基準50%を目指していかなければいけないものですから、そういう手法をやっています。だから、名中にもぜひこの、太陽光はきっと厳しいと思いますので、皆さんがやっている省エネルギー・省資源型、そしてできれば地元の木材を使えば使っていただくとか、その他の新エネルギーの活用ということで、よそのところは地中に空気を回して冷房に活用しているところもあります。でも、名寄は雪国ですので、曙のライスセンターみたいに雪室方式で電気を使わない、できれば名寄中学校は小中学校で初めて冷房装置が入る雪室冷蔵をやってみてはどうかなというふうに私は考えています。いろんな方策があると思います。ぜひ検討をしていただきたいというように思います。

そして、いろんな部分のところがありますけれども、この事業をやるために必要な部分が、一番大事なものは改修するのだけれども、教材として学校が環境教育に貢献できる部分をつくるということなのです。太陽光でもいいです。太陽光をつければ、太陽光が発電して、どれだけ炭素を減らしたのかだとかという装置をつけて、子供たちがそれを見て環境に優しいねと、家でもやってみようねというような状況をつくれるかだとか、あとは環境教育を実施するための内容を精査するだとかという、実施に当たってやるべきことはたくさんあるのですけれども、私はすごくできる部分ではないかなというふうに、今この事業を見て思います。文部科学省の公立学校施設整備費とエコスクールパイロット・モデル事業による補助は併せて受けることができます。そのため、耐震改修と同時にエコ改修を行うこともできます。エコ改修と耐震改修を併せて設計を行うことができれば経費の節減も可能であり、エコスクールパイロット・モデル事業の認定も受けやすくなります。認定

を受けなくても、この補助事業を受けられるというふうにかかここでは、エコスクールパイロット・モデル事業の認定を受けなくても本事業を実施することができますということですので、いろんな方法で検討していただきたいというふうに思います。

あと、長々とやってもあれなのですけれども、一番重要なのは、子供たちが生活する場所以上に小学校と中学校はいるのです。朝8時から夕方の4時まで、家と同じくらい学校で暮らす時間が多い。それだけ生活するところに、どう教育環境を進め、そして勉強するのにいい環境を整えていくかということみたいなのです。ほかのところもそういう環境をつくって、そして環境教育をして、あるところでは環境の代わりに廃品回収を行っている学校もあります。富良野は、木材を利用してあるので、第1次産業の木材を重要視して、子供たちと木材のところに行って勉強したり、森林というのを重要視してやっている部分もあります。いろんな何か方策あるみたいですので、ぜひ名寄として何がいいのか、名寄はお餅研究してもどうしようもないので、どういう部分だったら子供たちがこの脱炭素に向けて、2050年のカーボンニュートラルに向けて少しでも、これだったら私、電気をあれするとき電気を一回消そうだとかという行動が出る学校をつくっていただくことをお願いしたいというように思っていますので、よろしくをお願いします。

聞くことはないです。この事業もスタートしたばかりですし、名寄で初めてやる部分ですので、きっと分からないこともたくさんあると思います。そして、やる場合は環境省も含めて、コーディネーターがこっちに来ていただけるというふう書いてありますので、しっかり向こうと連携取って、すばらしい学校を造っていただくことをお願い申し上げます。

次に、新型コロナの感染対策についてでありま

す。先ほど部長が市立病院の外来で小児はやっておられるということで言われました。そして、5歳から11歳まで、1回から2回が305名、3回が17名ということでした。全部で、5歳から11歳までって総人数って何人なのでしょう。

それと、市立病院の外来体制で接種をやりますというのですけれども、この周知方法がどういう形になっているのかも教えていただきたいというように思います。

あと1点、9月6日に文科省、そして厚生労働省と内閣府がこの学校等の学級閉鎖、学校閉鎖が進んだことによって、教育委員会としてこの小児に対する接種のどういうふうにやっていこうというものが出たと思うのですけれども、その部分や何か詳しく教えていただければなというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 私から、まず最初に御質問いただいた5歳から11歳までの対象者数が何人かという御質問だったかというふうに思います。若干粗い数字になるかもしれませんが、12月13日現在で押さえているところでは5歳から11歳までの方が1,467人ということで押さえさせていただいております。

また、5歳から11歳の方々の接種の御案内についての御質問だったかというふうに思います。5歳から11歳に達する方々についてですが、接種券を送付するのですが、5歳に達していないと接種ができないということでございまして、5歳を迎える方には誕生日以降に接種券のほうを送付させていただきまして、また小児の新型コロナワクチンにつきましては一定の科学的知見が得られたことから、先ほどの答弁申し上げましたけれども、国において小児への3回目接種の実施が決定されましたので、3回目接種券については2回目接種から5か月間を経過した方から順次送付をさせていただいております。それぞれ対象のある方

については、担当の保健センターのほうから対象者の方に郵送周知をさせていただくと、このような対応をさせていただいているところでございます。

また、最後の御質問ですけれども、先ほども壇上の答弁でも述べさせていただきましたが、本年9月6日付に文科省と厚労省と内閣府の担当室と担当課からそれぞれ連名で事務連絡が発出されておりますので、その内容につきまして各学校や各保育所、幼稚園等々に周知をさせていただいているという実態でございます。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) 今部長が言われた1,467名ということで、1回目、2回目で305名ですから、約22%ぐらいかな、ざっと計算すると。3回目は、2%に近いという形になってしまっています。

山本教授言われたように、本当に北海道が学年閉鎖だと学級閉鎖になっているのは、やっぱり冬になって換気ができない部分が多いのだけれども、接種率が非常に低いという部分があるのです。こういうふうに出ている部分でいえば、やはりもうちょっとお母さん方に周知が必要かなと。周知しかないと思うのです。きっとお母さん方は、自分が筋肉痛だった、また熱出て寝込んだから、子供たちにこんな思いさせたくないという部分が根っこにあって、子供たちに受けさせないというのが主だと思うのです。でも、うちは5歳の孫と、札幌にいますけれども、もう券来たらずぐ打ちなさいと打たせましたから。あと10分です、孫の話。それだけ自分の孫もかわいいですし、私は子供はかわいいと思うのです。自分の子供は本当かわいいと思うのです。重症化と中等症になる可能性も今小学校、中学校、ちっちゃい子でも出ているという部分を見ると、やはり親にしっかりこのワクチンの重要性訴えていただいて、やはり接種、努力義務ですけれども、進めていただくこと

をお願いできないかなというふうに思うのですが、見解的には……。先ほど言った強制ではないという、分かります。分かるのですけれども、どうすればいいかというのは、もう少し考えていただくをお願いできないかなというように思います。

あと、部長、教育委員会としては、そこら辺は全然手をつけられない。学校や何かの部分ではどうなのでしょう。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） ワクチン接種に向けては、ワクチン接種の体制というものは地域の医師会ですとか医療機関と連携して、適切な体制を取っていくということが何よりも大切なことなのかなというふうに思っています。

教育委員会といたしましては、先ほどの答弁のとおりとなってしまいますけれども、ワクチン接種に向けたチラシですとかリーフレットを各学校を通じて配付させていただいて、保護者へ周知に努めていくしかないかなというふうには考えているところです。

あと、健康福祉部からもワクチン接種に係る周知ですとか、それからラインですとかホームページでも随分と呼びかけていただいておりますので、そうしたことと連携しながらワクチン接種を呼びかけていくしかないのかなというふうに考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど高橋議員からワクチン接種についてのお考えというか、御質問だったかと思えます。

コロナウイルス感染症にかかって、子供さんといえども、それぞれのお考えもきっとあると思いますし、新型コロナウイルス感染症は大変なことなのですけれども、御自身や御家族の命を考えるとこの機会には、高橋議員のおうちでもお孫さんたちとお話しされたように、重要な機会だったか

というふうに認識をしております。私どもとしても、そういった意味で保健センターのほうからワクチン接種の御相談があって、どうしても私どものほうは子供さんということで、従来小児科のほうで、集団接種ではなくて、小さいお子様については小児科の専門医のほうできちっとアセスメント等々していただきながら打っていただくということに対応させていただいておりますので、日程や、なかなか難しいという御相談があった場合や保健センターで受けさせていただいた場合は、近隣市町村と協定を結ばさせていただいておりますので、状況によっては近隣の病院を御紹介して、可能なところを調整させていただいておりますので、そういう決定をされた部分については可能な限り十分対応させていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひお願いいたします。

もう一点、先ほど12歳から15歳が500名ぐらいでした。これ4回目打った方は、受験があったとかという部分が今全国ですごく増えているみたいな状況なものですから、12歳から15歳までの総人数って何名ぐらいなのかというのを教えていただければなというふうに思います。

あと、今言われた保健センターに電話来て、すぐ他市町の状況も含めて対応しているという部分、分かりました。ぜひ進めていただくことをお願いいたします。

では、人数だけお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 12歳から15歳までの方々につきましては、総数で799名いらっしゃいまして、もしあれでしたら1回目からの申し上げますが、1回目の方も申し上げますか。

1回目終わった方が652人、2回目接種済みの方が647人、3回目接種の方が491人、先

ほど申しあげました4回目接種の方が173人、このようになっております。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) ありがとうございます。

大体この12歳から15歳は80%を超えているような状況で進んでいるのかなというように思いますけれども、4回目がちょっと少ないかなというように思いますので、ぜひその辺も進めていただくことをお願いいたします。

では次に、マイナンバーカードの普及について。大体名寄市は52.3%ですから、テレビや何かで言う53%を超えないと何かが来ないという変なうわさが出ていることも含めて、53%を目指して、渡辺部長、頑張ってくださいをお願いしたいのですけれども……

(何事か呼ぶ者あり)

○13番(高橋伸典議員) 廣嶋部長、すみません。

1つお願いがあります。鳥取県米子市のように、そして隣のS市さんのように、マイナンバーカードをやりに来たら、写真を持ってきていなかったらやらせてくれないという部分あります、名寄。これは、やっぱり写真持ってこなくても、デジカメでも撮れるのだから、やってあげたほうがいいです。そうすれば、もうちょっとスムーズに、みんな取りに来ると思います。すごく苦情多かったです。写真持っていかなかったら駄目なのです。隣は写真撮ってくれますよ。米子市さんも全部、写真も何もなくてやってくれるという。それがやっぱり行政としてのサービスかなというように思うのですけれども、これからその体制はどういうふうになるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 廣嶋市民部長。

○市民部長(廣嶋淳一君) 議員おっしゃるように、他の自治体ではそういったサービスもしながら申請を受け付けているということでございます。

本市としましては、申請の際に申請方法をそこでお話しさせていただきましても、基本的に写真を持参してきていただいています、デジカメの場合は撮り方だったり背景だったり、実際に申請してもはねられる可能性もあるということで、その部分がありまして、専門家の方のマイナンバーカードに合った撮影をしていただいた写真を持ってきていただいて、説明をしているというような状況であります。

先ほど52.2%ということで、交付率、11月末の数字になっておりますけれども、この前出ていました交付金の関係の53.9というのは11月末現在の国の全国平均でありまして、この53.9%を基本に、交付率ではなくて申請率が53.9%を超えた場合については、デジタル田園の交付金は要件に入りますよということですので、本市につきましてはもう既に申請率のほうは56ぐらい、もっと行っていますので、基本的にはこれはクリアできるという状況になっております。ただ、交付税の関係もございまして、今後も交付率を上げていかなければならないかなというふうに考えております。

それと、11月末現在の交付率の数字が出ましたけれども、年齢構成を見ますとやはり小さい子供さん、ゼロ歳から4歳までの方、それから90歳以上の方の交付率がほかの年代から見るとやはり低いということで、申請しづらいだったり、先ほどの写真の関係も影響してくるのかなと思いますので、今月から休日ですとか平日の時間延長、窓口の時間延長しながら臨時窓口を開いておりますので、そこでもかなり御家族連れの方ですとか御夫婦の方とか、ふだんやはり日中ですとか来れない方については多く御来場いただいておりますので、そういった状況も見ながら、今後またさらに申請しやすいような体制づくりを、また内部でも今検討しておりますので、今いただいた御意見も参考にさせていただきながら、またどんな形が申請しやすい状況になるかということも協議させ

ていただきまして、対応していきたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 高橋議員。

○13番(高橋伸典議員) 米子市さんは、車の中
でできているのです。土別市さんも、役所の中
でできているわけなのです。だから、デジカメだ
から駄目だとかというのは理屈になってしまう
のです。だから、やれる方法をどうするのかと考
えるのが行政マンなのです。これは、やっぱり勘
違いしないほうがいいと思う。やれる方法を考え
て、市民が取りやすい状況をつくってあげるのが
行政マンと私たちだというふうに思っていますの
で、ぜひこれはやっていただきたい、勉強して。
S市さんもやっているし、米子市さんもやってい
るので、できないことはないと思います。これは、
研究ではなく、早急にやはり部局の中でどうすれ
ばできるのかというのを考えてあげて、これから
来る人は市役所で写真撮りますから、書類だけ持
ってきてくださいと。あとは全部やりますからと
いうぐらいしないと、100%にはなりません。
そういう意気込みで、ぜひお願いをいたしたいと
いうように思います。

最後に、リフターの部分であります。大体分か
っていましたが、できないだろうなというのは。約
50万円ぐらいしますのです、できないのかなとい
うふうに思ったのですけれども、やはりそういう
方もおられるので、しっかり体制だけは、車から
今のものに載せる部分で人を使うとき、きっとこ
れからそういう方々がたくさん出てくるというふ
うに思いますので、やはり葬儀の関係者の方々が
行ったときに分かることだと思しますので、この
家庭はこれだけしか来ないな、したら葬儀場に電
話して、ある程度うちで2人出せるから、そっち
で2人用意しておいてくれだとかという部分を体
制だけは組んでおいていただくことをお願い申し
上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(東 千春議員) 以上で高橋伸典議員の

質問を終わります。

○議長(東 千春議員) 以上で本日の日程は全
て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時55分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 東 千 春

署名議員 倉 澤 宏

署名議員 今 村 芳 彦